



# 公共施設の 保全・利活用基本指針



潤水都市 さがみはら  
相模原市

平成25年 10月

## はじめに

本市は、昭和40年代からの人口急増期を中心に、小中学校や公民館をはじめとした様々な公共施設を整備してきました。しかし、これらの公共施設は老朽化が進行しており、近い将来、多くの施設が一斉に改修・更新の時期を迎えることになります。

これらの改修・更新には多額の費用がかかりますが、今後も少子高齢化の進行などにより、社会保障費が増加する一方で税収などの歳入の伸びが期待できない中では、これまでと同様に財源を確保し、公共施設を適切に維持管理し運営していくことは非常に難しくなることが見込まれています。

また、市民の皆様の生活に欠かすことができない道路や橋りょう、下水道などのインフラ施設も同じように老朽化が進行し改修・更新を行う必要に迫られることから、公共施設への投資・支出は更に困難になることが想定されます。

こうした中、平成22年度に、本市の中長期的な経営指針となる「さがみはら都市経営ビジョン」の行動計画である「アクションプラン」に、「相模原市公共施設白書の作成と施設の適正配置の検討」を位置付けるとともに、公共施設マネジメントの取組として、平成23年5月に、公共施設マネジメントの推進方策や取組のスケジュールなどを「相模原市公共施設マネジメント取組方針」として定め、同取組方針に基づき、平成24年3月に、本市の公共施設の現状や課題を分析した「相模原市公共施設白書」を作成しました。

本指針は、「さがみはら都市経営ビジョン」の理念を引き継いだ「さがみはら都市経営指針」の取組の方向性を具現化するための「実行計画」にも位置付けられていることから、「相模原市公共施設白書」で明らかになった課題等を踏まえ、公募市民や有識者を委員とする「相模原市公共施設マネジメント検討委員会」における検討を経て策定したもので、将来にわたり真に必要な公共施設サービスを市民の皆様に提供していくために、限られた財源と資産を最大限に有効活用する都市経営の視点などから、今後の公共施設サービスの適正化に向けた取組の方向性、将来コストの削減方策などの考え方をまとめたものです。

今後も持続可能な都市経営を進めていくため、本指針の考え方に沿った具体的な取組を進め、公共施設マネジメントの着実な推進を図ってまいります。

平成25年10月



## 目次

1. 公共施設の現状と課題（～「相模原市公共施設白書」の内容を中心に～） .....	1
(1) 公共施設の現状 .....	1
(2) 本市の財政状況 .....	1
(3) 管理運営にかかるコスト負担の状況 .....	2
(4) 少子高齢化の影響 .....	3
(5) 改修・更新にかかる将来コストの想定 .....	4
(6) 市全体として見た現状と課題のまとめ .....	5
2. 公共施設マネジメントの全体方針 .....	6
(1) マネジメントの4つの柱（着眼点） .....	6
(2) 公共施設マネジメントの枠組 .....	7
(3) 公共施設マネジメントの基本方針 .....	9
3. 施設分類別の方針 .....	12
(1) 地域施設 .....	12
①行政系施設—庁舎等（まちづくりセンター、出張所、連絡所） .....	12
②市民文化系施設—集会施設 .....	13
③生涯学習施設—公民館等 .....	14
④保健・福祉施設—老人福祉センター等 .....	15
⑤保健・福祉施設—デイサービスセンター .....	15
⑥子育て支援施設—児童クラブ .....	16
⑦子育て支援施設—こどもセンター、児童館、放課後子ども教室 .....	17
⑧医療施設—診療所 .....	18
⑨学校教育施設—小学校 .....	18
⑩学校教育施設—中学校 .....	19
⑪消防施設—消防署所、消防団施設 .....	20
(2) 広域施設 .....	21
①行政系施設—庁舎等 .....	21
②行政系施設—その他行政系施設 .....	22
③市民文化系施設—文化施設 .....	23
④生涯学習施設—図書館 .....	23
⑤生涯学習施設—博物館等 .....	24
⑥スポーツ施設—体育館 .....	25
⑦スポーツ施設—プール .....	26
⑧スポーツ施設—その他競技場 .....	26
⑨レクリエーション系施設—観光施設・保護施設 .....	27

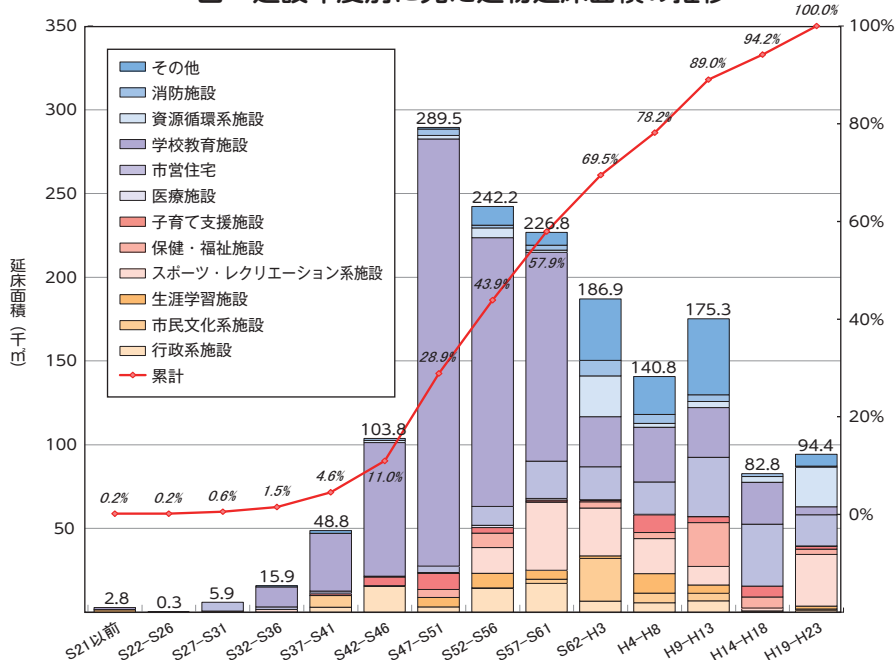
⑩保健・福祉施設—保健施設 .....	28
⑪保健・福祉施設—児童福祉施設、高齢福祉施設、障害福祉施設、その他社会福祉施設 .....	28
⑫子育て支援施設—保育所・幼稚園 .....	29
⑬医療施設—メディカルセンター等 .....	30
⑭市営住宅—市営住宅、あじさい住宅 .....	30
⑮学校教育施設—その他学校教育施設 .....	31
⑯資源循環系施設—廃棄物処理施設等 .....	32
⑰その他—自転車駐車場 .....	32
⑱その他—自動車駐車場 .....	33
4. 将来コストの削減方策 .....	34
(1) 削減の考え方 .....	34
(2) コストの削減可能性の試算 .....	34
①改修パターンの変更によるコスト削減可能性の試算 .....	34
②延床面積の削減によるコスト削減可能性の試算 .....	35
③民間活力の活用による改修・更新コスト削減可能性の試算 .....	37
④施設保有にかかるコストの削減可能性のまとめ .....	38
(3) 延床面積の削減目標の設定 .....	38
①目標値 .....	38
②目標達成のための基本原則 .....	39
5. 公共施設マネジメントの推進に向けて .....	40
(1) 推進体制 .....	40
①庁内 .....	40
②第三者機関 .....	40
(2) PDCAによる着実なマネジメントの推進 .....	40
(3) モデル事業の取組 .....	40
(4) 民間提案の積極的な活用 .....	40
(5) 地域状況に応じた機能確保 .....	41
(6) 市民参画の推進 .....	41
(7) インフラ施設のマネジメントとの連携 .....	41
(8) 今後の取組スケジュール .....	42
付属資料1 相模原市公共施設マネジメント検討委員会規則 .....	43
付属資料2 相模原市公共施設マネジメント検討委員会委員名簿 .....	44
付属資料3 審議経過 .....	44

# 1. 公共施設の現状と課題(～「相模原市公共施設白書」の内容を中心に～)

## (1) 公共施設の現状

相模原市の公共施設の多くは人口急増期の昭和 40 年代から 50 年代前半にかけて整備されており、建設から 30 年以上経過した建物が全体の 4 割（延床面積ベース）を超えていることから、今後、老朽化の進行とともに巨額の大規模改修や更新（建替）費用の発生が見込まれます。

図：建設年度別に見た建物延床面積の推移

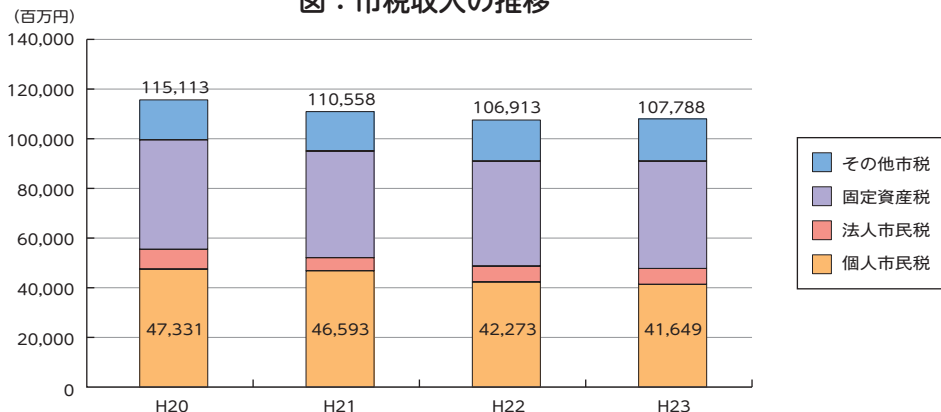


【出典：相模原市公共施設白書】

## (2) 本市の財政状況

本市では、歳入に占める市税の割合が高いという特徴がありますが、今後は、高齢化対応や生活保護等に係る社会保障費（扶助費）の増加（平成 20 年度：約 365 億円⇒平成 22 年度：約 551 億円）などから、これまで以上に公共施設への支出が困難な状況になることが想定されます。

図：市税収入の推移



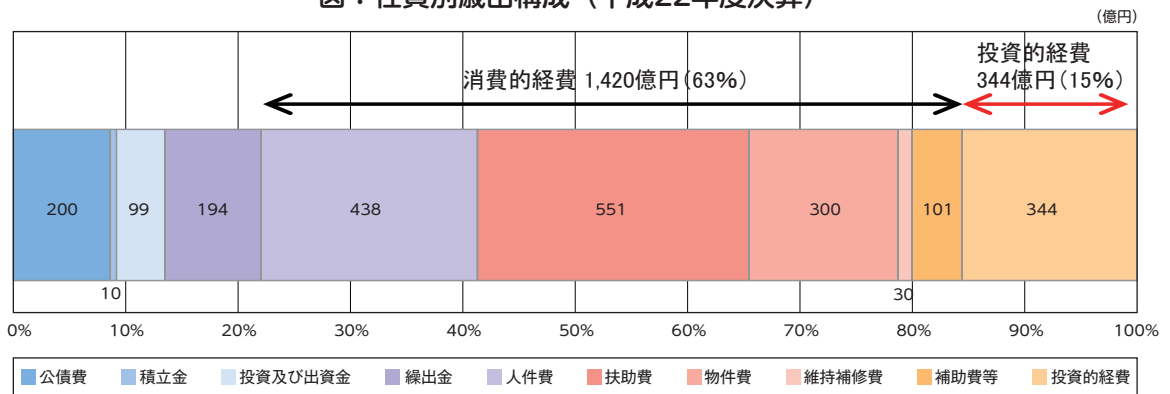
【相模原市公共施設白書に一部加筆】

公共施設の管理運営に要するコスト（維持管理費、事業運営費、指定管理料及び人件費）のうち、市負担分は428億円（平成20年度から22年度までの平均）となっており、市の歳出額2,266億円（平成22年度普通会計決算）の約19%に相当し、財政的に大きな負担となっています。

扶助費の増加や長期にわたる景気の低迷により歳入の大幅な増加が見込まれない状況を踏まえると、今後は公共施設の管理運営にかかるコストが含まれる投資的経費、物件費といった市の裁量が大きい経費を圧縮せざるを得なくなることが想定され、公共施設の管理運営コストを現在と同水準で抑えられたとしても、財政的な負担は相対的に大きくなるものと考えられます。

これに加えて、今後、老朽化に伴う大規模改修や更新の費用負担の増加を考慮すると、現状のまま、公共施設を維持し続けることは困難となります。

図：性質別歳出構成（平成22年度決算）



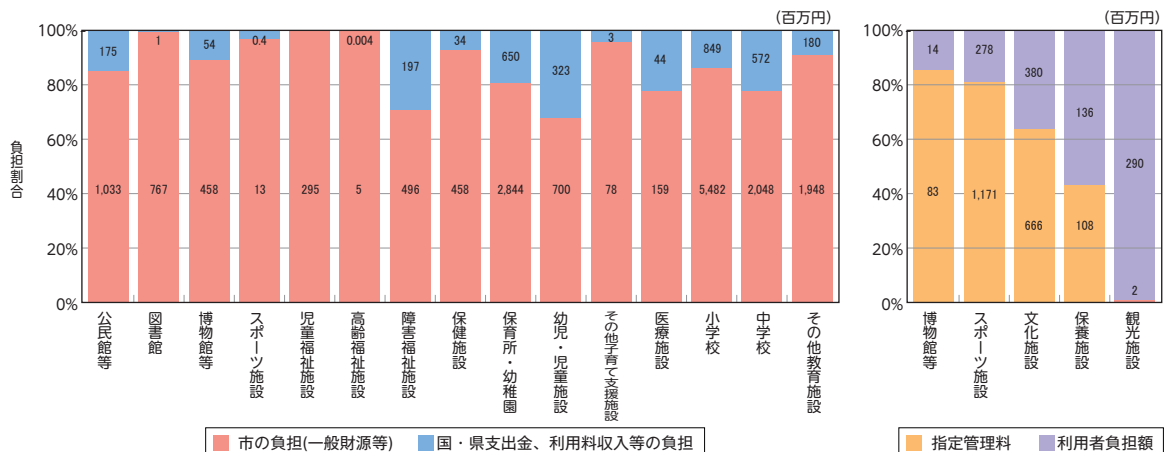
※端数処理の関係で、合計が合わない場合があります。

【出典：相模原市公共施設白書】

### (3) 管理運営にかかるコスト負担の状況

公共施設の利用料金は低額であることが求められますが、管理運営には大きなコストがかかっています。これらのコストは、指定管理者制度を導入している施設においては、一定の割合が利用者負担によって賄われていますが、直営の施設においては、コストの大半を市が一般財源により負担しているのが実態です。

図：管理運営にかかるコスト負担の状況（左：直営施設、右：指定管理者制度導入施設）



【相模原市公共施設白書を一部修正】

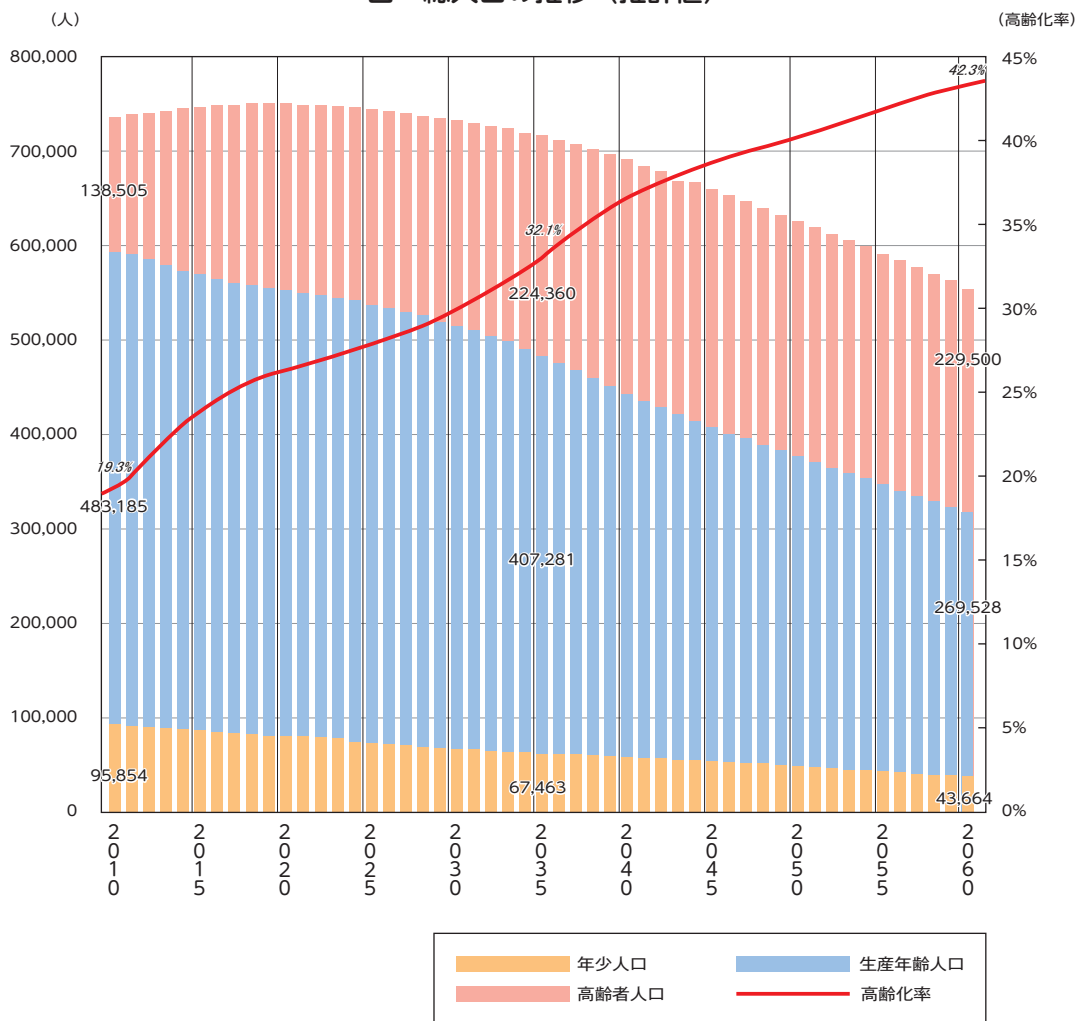
#### (4) 少子高齢化の影響

本市では現在、人口増加が続いていますが、平成 32 年頃には減少に転じることが想定され、また、全国的な傾向と同様、生産年齢人口の減少とともに少子高齢化が進行していきます。

地区別の人口動態は、多くの地区で横ばいとなりますが、増加している地区や、減少傾向を示す地区もあるなど人口動態は地区により異なります。

したがって、市全体及び地区ごとの人口構成の変化に伴い公共施設に対するニーズも変化し、既存の公共施設をそのまま維持しても、市民ニーズに的確に答えられなくなることも想定され、施設の在り方について抜本的な見直しが必要となることが考えられます。

図：総人口の推移（推計値）



【出典：2010年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計】



## (5) 改修・更新にかかる将来コストの想定

「相模原市公共施設白書」におけるコスト試算において、今後、必要となる大規模改修・更新にかかる費用は、平成 44～53 年度にピークを迎え、事業費ベースで年平均 230 億円に達し、今後 60 年平均でも 179 億円程度になるものと見込まれています。

本市の投資的経費、維持補修費、公債費の実績から、公共施設の改修・更新に充てることのできる最大費用を 155 億円/年と仮定し、今後想定される公共施設の改修・更新に伴う市の支出額との関係から、将来も保有できる施設量を試算すると、平成 44～53 年度では改修・更新時期を迎えた施設のうち、6 割程度しか適切な改修・更新の対応ができないという結果となっています。

市では公共施設の他に、市民生活に不可欠な道路や橋りょう等のインフラ施設についても保有・管理しており、これらの施設の老朽化も進行していることから、公共施設とインフラ施設の機能を維持していくことは、試算結果以上に厳しい状況になることが見込まれます。

表：将来保有施設量の試算

年度	更新量を削減した場合の改修・更新費用(億円/年)														
	100%			90%			80%			70%			60%		
	改修・更新	(既存公債含む)	合計	改修・更新	(既存公債含む)	合計	改修・更新	(既存公債含む)	合計	改修・更新	(既存公債含む)	合計	改修・更新	(既存公債含む)	合計
H24～H28	88	58	147												
H29～H33	99	54	154												
H34～H38	85	64	149												
H39～H43	80	79	159	79	78	157	78	78	155						
H44～H48	79	96	174	75	94	169	72	92	164	69	90	159	66	88	154
H49～H53	74	112	186	70	108	178	67	103	170	64	99	163	61	94	155
H54～H58	58	127	185	55	119	174	51	112	163	47	105	152			
H59～H63	76	134	209	69	124	194	63	115	178	56	106	162	50	96	146
H64～H68	73	130	203	67	120	187	61	109	170	55	99	154			
H69～H73	73	120	193	66	110	175	58	100	158	51	89	140			
H74～H78	113	116	228	102	105	207	90	95	185	79	84	163	68	74	141
H79～H83	99	120	218	89	108	197	79	97	176	69	85	154			
30年平均	84	77	161	83	76	159	81	75	156	80	74	154	79	72	151
60年平均	83	101	184	79	95	174	74	90	164	70	84	154	65	79	144

【相模原市公共施設白書に一部加筆】

※端数処理の関係で、「改修・更新」と「公債費（既存分含む）」の合計が合わない場合があります。

### 【表の見方】

当該年度に改修・更新時期を迎えた建物のうち、現在の予算規模で改修・更新に充てられる最大の費用（155 億円/年）にて対応可能な範囲を示しています。

表の      の部分は対応可能な範囲、     の部分は対応できない範囲を示しています。

### 【例：H39～H43】

改修・更新時期を迎えた建物のうち、80%までは対応可能（20%は対応不可）です。

## (6) 市全体として見た現状と課題のまとめ

現状でも、公共施設のサービス提供と道路等のインフラ施設の維持管理には大きなコストがかかっており、今後は更に大規模改修や更新にかかる費用の増加が見込まれます。

改修・更新を実施できずに放置しておくことは、予期せぬ故障や事故を招くなど、施設を一時的、あるいは恒久的に閉鎖せざるを得ない状況にもなりかねないため、市としては、このような市民サービスの停滞・低下を引き起こすような事態を未然に防いでいかなくてはなりません。

このために、サービス・機能の「必要性」、サービス提供方法の「多様性」、次世代を見据えた時間軸としての「長期性」、総合的な視点としての「総合性」といった着眼点から、公共施設マネジメントの方向性を定め、公共施設におけるサービスの適正化や適切な保全の在り方などについて、長期的なビジョンの下、マネジメントを進めていく必要があります。

## 2. 公共施設マネジメントの全体方針

### (1) マネジメントの4つの柱（着眼点）

公共施設の現状と課題を踏まえ、次の4つの柱（着眼点）に基づき公共施設マネジメントの取組を進めます。

#### ◎必要性

施設の運営や維持管理には多くのコストを要しますが、単純に財政的な制約を理由に老朽化した施設を閉鎖し、市民サービスが大幅に低下する事態は回避しなければなりません。

そこで、将来にわたり本当に必要な市民サービスを提供できるよう、施設保有に要するコストの削減を進めるとともに、公共施設で提供するサービス・機能の「必要性」を明確化し、状況の変化に応じたサービスの適正化を図ることが必要です。

#### ◎多様性

少子高齢化の時代を迎え、市の財政状況は一層の厳しさを増すことが予想されるため、行政運営の効率化が求められています。また、サービス提供にかけられる費用や人員も限られており、市民ニーズの全てに行政が応えていくことが困難になっています。

一方で、これまでの行政が集権的・独占的に公共サービスを提供するシステムから、民間等が有する高度な専門知識や経営資源を積極的に活用し、公共サービスの提供主体となり得る意欲と能力を備えた住民団体やNPO、企業等の多様な主体が公共サービスを提供する「分権・協働型システム」への転換が求められています。

そこで、必要とされるサービスを提供する主体について、行政に限らず民間等多様な可能性を追求し、最も効率的・効果的に提供できる主体がサービス提供を行うことが必要です。

#### ◎長期性

高度経済成長を背景に昭和40年代から50年代前半にかけて整備を進めてきた公共施設は老朽化が進み、大規模改修や更新に要する将来コストが増大し、今後、数十年にわたって継続する課題となります。これらの課題は、今の世代の利便性を考えれば対応を先送りすることもできますが、そうした場合、公共施設を保有し続けることができなくなり、将来の世代に必要な公共施設サービスを引き継ぐことができず、負担を押し付けることとなります。

そこで、今の世代だけではなく次世代も見据えて、建物の耐用年数を踏まえた60年スパンの長期的な時間軸でマネジメントを行うことが必要です。

#### ◎総合性

現在、公共施設におけるサービス提供や建物管理は、それぞれの施設所管部署が取り組んでいますが、財政や人員の制約が強まる中では、各所管部署が個別に最適化を追求するだけでなく、市全体としての最適化を図ることが必要となります。

また、人口構造や社会情勢の変化などにより、公共施設に対する市民ニーズも多様化しており、施設設置当初の目的や機能に固執することなく、市民ニーズに対応した公共施設への転換に取り組むことも望まれています。

そこで、所管ごとの縦割りではなく、全庁的・総合的な視点に立ったマネジメントの仕組みを構築することが必要です。

## (2) 公共施設マネジメントの枠組

(1) で整理した 4 つの柱（着眼点）を踏まえ、公共施設マネジメントの枠組に沿って取組の具体化を図ります。

### ①公共施設サービスの適正化

公共施設において将来にわたりサービス提供を続けるためには、建物の老朽化に対応した大規模改修・更新を行うことが不可欠です。しかし、先に改修・更新にかかる将来コストの想定として示したように、市が所有する全ての建物を適正に改修・更新するためには、現状において建物の改修・更新に充てている費用を大きく上回る支出となり、健全な財政運営を継続しつつ、全ての公共施設を保有し続けることは困難となります。このため、建物の総量削減につながる抜本的な見直しを行う必要があります。

また、既存の公共施設の多くは昭和 40 年代から 50 年代前半にかけて整備されてきましたが、今後、少子高齢化が進行するとともに人口の増加は緩やかになり、平成 32 年頃には減少に転じることが見込まれており、公共施設に対するニーズも整備時点とは変化していくものと考えられます。また、福祉や医療にかかる義務的な支出が増加するなど、財政的な制約が一層強まることが考えられます。

したがって、今後の公共施設マネジメントにおいては、社会経済情勢の変化に対応した公共施設サービスの適正化を図ることが求められます。そのためには、まず、公共施設で提供されているサービスについて、今後の社会経済情勢の変化や目指すまちづくりの方向性等を踏まえ、本当に必要とされるものを見極めることが重要になります。その上で、それらのサービスを提供する方法について、建物の総量削減につなげられるよう、市以外の主体が保有する建物の利用や、建物を利用しないソフト施策による対応の可能性も含めた根本的な見直しを図ることが重要です。

### ②継続保有する施設（建物）の適切なマネジメント

公共施設サービスの適正化を図ることにより市の資産として保有する建物の総量削減が図られますが、保有する公共施設には、日常的な管理運営や建物の大規模改修や更新に必要なコストが継続的に発生します。

そこで、厳しい財政制約の下で公共施設における市民サービスの提供を継続できるよう、日常的な管理運営の効率化、大規模改修や更新にかかる工事費の縮減等の取組によりコスト削減を図ることが重要になります。

一方で、コスト削減だけではなく、環境に配慮した施設整備や、高齢者や障害者に配慮したバリアフリー整備、災害拠点の在り方に留意した防災機能の強化等、市民や利用者の安全性や利便性の向上につながるよう、サービスの質や建物の機能を高める等の工夫も重要になります。

つまり、今後も継続保有する公共施設の価値の最大化を図るために、継続保有する施設（建物）に関するコスト削減と品質・機能の向上を迫及した費用対効果を高めるための適切なマネジメントを行うことが重要です。

### ③未利用資産（土地、建物）の有効活用

公共施設サービスの適正化を図り、市の資産として保有する建物の総量削減が進めば、サービス提供に利用しない土地や建物が新たに生まれることになります。

これらの未利用資産は、老朽化した施設の移転整備や新たな公共施設整備など市として活用する見込みがなければ、そのまま保有していても市民に何ら便益をもたらさず、維持するためのコストだけが発生することになります。

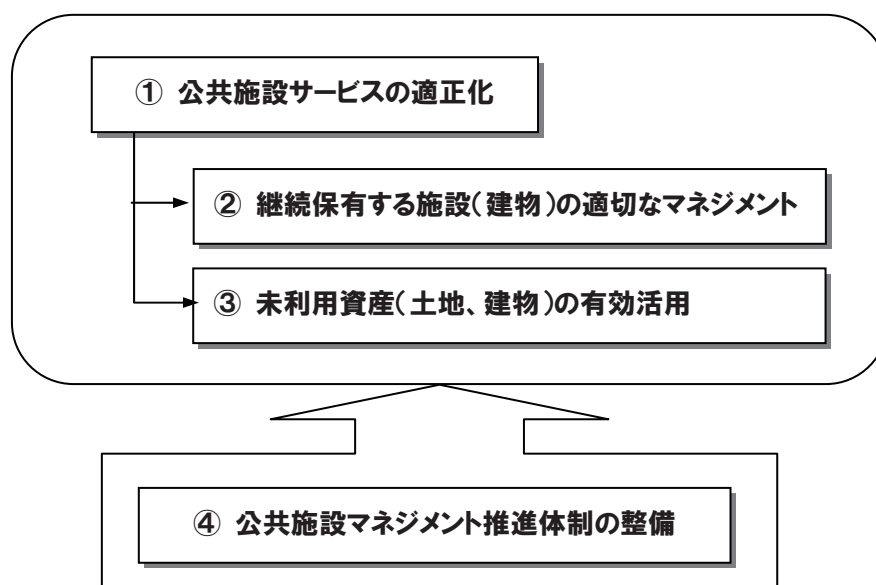
一方で、それらの資産については、市以外の主体に利用ニーズがあれば、市民等の便益向上につながる可能性があるほか、賃貸や売却等による収入を得ることも考えられます。また、法人税や固定資産税等の税収増につながることも期待されます。

したがって、未利用資産については、将来的に市が利用する見込みを明らかにした上で、その可能性が低い場合は、市民の便益向上や売却等による収入の確保のため、市以外の主体による有効活用を促していくことが重要です。

### ④公共施設マネジメント推進体制の整備

このような取組を具体的に進めるためには、これまでのように所管ごとの縦割りでは判断できないことも多く、公共施設の現状や課題に関する認識を共有した上で、全庁的な視点で管理運営、大規模改修や更新の在り方を検討する必要があります。

そこで、意思決定に必要な情報の一元的な管理や改修・更新等の保全に関するガイドラインの整備のほか、総合的な観点から資産管理の意思決定を行う専管部署の設置など、公共施設マネジメントを推進する体制を整備することが重要です。



### (3) 公共施設マネジメントの基本方針

今後は、(2)の枠組に沿った次に示す7つの基本方針に基づき、公共施設マネジメントの仕組みを構築します。

#### 方針1：サービス・機能の必要性に応じたサービス提供の適正化

市が提供するサービス・機能について必要性を明確化するとともに、それらのサービス提供を市が主体となって実施する必要性を見極め、サービス提供を将来にわたり継続することの妥当性を検討し、適正化を図ります。

(主な取組)

- サービスの公共性・公益性・必需性の検討
- 存続すべきサービス・市による提供の見直しが必要なサービスの検討

#### 方針2：サービス提供に利用する施設（建物）の適正化

提供するサービスごとに施設を保有するのではなく、施設の機能面を重視した多機能化・複合化を進めることにより、サービス水準を維持しながら、施設総量の削減を図ります。さらに、市が施設を保有し続ける必要性など、施設の適正化について検討します。

特に、小中学校については各地域に配置され施設規模も大きいことから、地域コミュニティの核・交流の拠点となる施設として位置付け、多機能化・複合化による他の施設との集約化を図っていきます。

また、施設の新規整備又は更新の場合には、他の施設との複合化や既存施設の廃止などにより整備面積と同程度以上の面積を削減し、施設総量の抑制を行うなどを基本とする施設整備のルール作りを進めます。

なお、施設整備・更新の際のスケルトン・インフィル方式（躯体と内装・設備を分離させる工法）の導入や国・県及び周辺自治体との施設共同整備・共同利用等の連携についても検討していきます。

(主な取組)

- 施設の機能面を重視した統合・複合化の検討
- 民間施設の活用の検討
- 施設整備のルール作りの検討

### 方針3：建物を長期にわたり安全で快適な状態に維持し、将来コストの平準化を図るための適切な予防保全の実施

将来にわたり公共施設におけるサービス提供を続けるためには、長期的な視点で、市全体として効率的な管理運営が求められるため、施設点検等による不具合箇所の早期発見や適切な対処方法の検討、ガイドライン等による技術基準の明確化など、予防保全の視点に基づいて計画的に修繕を行うための仕組みを構築し適切な保全を図ります。

また、今後、老朽化施設の改修・更新の集中時期には多額の費用を要し、全ての公共施設を適切に改修・更新を行うことは困難となることが見込まれます。このため、優先すべき施設についての改修・更新が確実に行われるように、施設の優先順位を整理し、優先度の高い施設については、安全で快適な施設の維持とコストの平準化を図るため、財政制約を考慮した長期修繕計画の策定を検討します。

(主な取組)

- 効果的な維持管理手法の検討
- 財政計画と連携した長期修繕計画の検討
- 改修・更新など保全に関するガイドラインの整備

### 方針4：民間委託等の適切な手法を活用した、効率的・効果的な管理運営

上記方針に基づいて維持が必要と認められた公共施設の管理運営に当たっても、必ず、指定管理者制度、PFIやPPPなどの民間の知識やノウハウの活用など、多様な選択肢から最も効率的・効果的にサービスを提供できる主体や手法を適用するようにしていきます。

(主な取組)

- 施設の利用促進の検討
- 施設管理運営の効率化の検討
- 事業運営の効率化の検討
- 新たな事業手法等の検討

### 方針5：受益と負担の適正化、市民や地域との協働の推進

受益者負担の原則（直接利益を受ける人が費用を負担する）という視点から、利用実態とコスト負担の状況を不断に検証し、受益と負担の在り方について適正化を図ります。広く全ての市民全体に利益をもたらすような施設の場合は、他の自治体を含めた広域的な役割分担を進めます。

また、サービスの提供における市民や地域との協働についても検討を進めます。

(主な取組)

- 受益者負担や税による負担の適正化の検討
- 市民・地域との連携や協力の検討

### 方針6：市民の便益向上や収益確保を図るための未利用資産の活用

施設の統廃合、再編・再配置等により発生する、未利用の土地や建物については、市以外の主体が活用することにより、市民に新たな便益を提供したり、賃貸や売却など、資産として運用し、収益の確保を図るなど有効活用を図ります。

(主な取組)

- 未利用資産の売却を含む利活用の検討

### 方針7：専管組織の設置など、全庁的・総合的な視点から公共施設マネジメントを実施するための環境整備

全庁的・総合的な視点で公共施設マネジメントを推進するため、施設ごとの維持改修や運営方法などに関する計画についての事前協議の実施など総合的な調整を行い、長期的な視点を踏まえた意思決定ができるよう、組織体制の見直しや施設情報の一元管理を行います。

また、税収や市債発行のみに頼らずに、将来の公共施設にかけられる費用を確保していくため、一定のルールの下で施設整備のための基金を積み立てるなど、新たな財源確保や資金調達について検討を進めていきます。

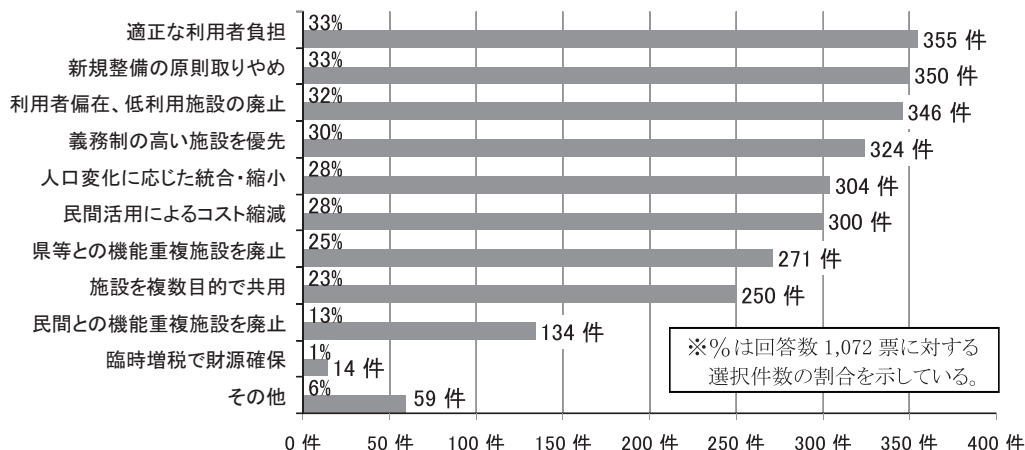
(主な取組)

- 建物の維持管理を効果的に進める体制の構築
- 全庁的な視点で施設再編を効果的に進める体制の構築
- 公共施設情報の整理及び一元管理体制の構築
- 新たな財源確保・資金調達等の検討

### 【参考】施設老朽化への対応方策に関する市民アンケート結果

「相模原市の公共施設に関するアンケート（※）」における「財源不足の中での、公共施設が老朽化した場合の対応策」に関する設問で、選択肢として提示した11項目中8つの方策が20%～30%強で同等の支持を得ており、特定の方策に偏らず、様々な方策を組み合わせることで課題解決に取り組むことが求められていると考えられます。

※平成24年9月～10月に、無作為抽出による3,000人に対し郵送で実施し、1,072人から回答を得た。該当の設問は、11項目中最大3つまでの複数選択により回答するもの。





### 3. 施設分類別の方針

想定される施設サービスの利用者の範囲により、市全域、市外からの利用を想定している施設を広域施設、それ以外を地域施設として、施設分類ごとに、今後の取組の方向性をまとめました。

#### (1) 地域施設

##### ①行政系施設一庁舎等（まちづくりセンター、出張所、連絡所）

###### 現状・課題

###### 【位置付け・整備】

- ・ 証明書の発行は、基本的には行政が直接サービスを提供する必要があるが、一部については、市が設置する自動交付機による発行が可能のほか、他の自治体においては、コンビニエンスストアのマルチコピー機における証明書交付サービスや、郵便局窓口における公的証明の受取サービスを提供している例もあり、必ずしも市が直接サービスを提供する必要はない。
- ・ 窓口以外のサービスとして、自治会等との連絡調整など、地域活動を支援する役割を果たしており、行政が直接サービスを提供する必要がある。
- ・ 戸籍の届出等については、個人情報保護等の適切な措置が講じられた施設であれば必ずしも市の施設として整備する必要はない。
- ・ 一部の証明書の発行については、民間施設においてサービスを提供することが可能であり、必ずしも市の施設として整備する必要はないが、災害時においてもサービスが行えるよう、一定数の施設は行政において整備する必要がある。
- ・ 地域活動の支援機能については、連絡調整と場所の提供の機能のみに着目すれば、必ずしもサービス提供のために市の施設を設置する必要はないが、災害時には来所した避難者への対応を行う必要があることから、市が管理運営できる施設であることが望ましい。
- ・ 大半の施設が公民館の建物に併設する形で設置されており、必ずしも単独施設として整備する必要性はない。
- ・ サービス提供に特別な建物や設備は不要であることから、複合施設の一部の施設として位置付け、他の公共施設や市が管理運営可能な民間の建物を活用して設置することが可能であると考えられる。

###### 【利用・コスト】

- ・ 同種の施設であっても施設によって利用件数のばらつきが大きいほか、まちづくりセンターと出張所・連絡所の利用件数の差が大きい。また、3年平均の利用件数が約42万件で市民1人当たりに換算すると年1回にも満たない。
- ・ まちづくりセンター、連絡所の一部に低利用で高コストの施設がある。

###### 【建物】

- ・ 建設から30年以上経過している13施設は老朽化による不具合が急増すると想定される。
- ・ 建物の老朽化が懸念される施設は全体の3分の1程度であるほか、何らかのバリアフリー化が図られている建物が多く、大半の建物は、引き続き、各種サービスの提供に利用可能と考えられる。

<ul style="list-style-type: none"> <li>行政系施設は不特定の様々な市民が利用する施設であることから、今後も存続させる施設については着実にバリアフリー化を推進することが求められる。</li> </ul>
今後の取組の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>窓口サービスについて、業務内容によっては必ずしも公共施設として整備する必要がないことから、公権力の行使が必要な業務プロセスを区分することにより、公共施設として整備する窓口を再編・再配置する。</li> <li>地域活動の支援機能については、必要があれば、庁舎以外の公共施設や民間施設を活用して機能を維持する。</li> <li>基本的に、老朽化が進行している施設を優先して再編・再配置の可能性を検討するが、複合施設の一部の施設と位置付けられることから、単独施設については既存の建物の空きスペースを活用して複合施設化する。</li> </ul>

## ②市民文化系施設—集会施設

現状・課題
<p>【位置付け・整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民の自治活動や福祉の増進及びコミュニティ活動の場を提供するサービスである。</li> <li>市が建物を所有しているものの、自治会等が管理運営を行っている施設については、行政が関与する必要性は低い。</li> <li>津久井地域にある施設で、主として自治会集会所として使用されている施設については、旧相模原市域では補助金等を活用して自治会等が自ら整備・運営を行っていることから、必ずしも市の施設として整備する必要はない。</li> <li>一部の施設は行政系施設や公民館の建物に併設する形で設置されている。</li> <li>サービス提供に特別な建物や設備は不要であることから、複合施設のサブ施設として位置付け、他の公共施設や民間の建物を活用して設置することが可能であると考えられる。</li> </ul> <p>【利用・コスト】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日常的な支出はほとんど発生していないが、建物は市の所有となるため、修繕等が必要な場合は市が支出しており、自治会等が所有する集会施設とのアンバランスが生じている。</li> </ul> <p>【建物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設から30年以上経過している施設は3施設のみであり、大半の建物は、引き続き、各種サービスの提供に利用可能と考えられる。</li> </ul>
今後の取組の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>建設年度が古い建物は限られることから、建物が余剰となった場合は、より行政が関与する必要性の高い他のサービス提供に活用する。</li> <li>普通財産を地域の集会所として貸し付けている場合は、利用実態を踏まえ、原則として地域へ譲渡する。</li> <li>施設建設の補助金年限を超えた集会施設については、地元自治会と協議の上、取壊し又は自治会への譲渡などを進める。</li> <li>貸館の利用に関しては、学校施設に設ける会議室機能で補完する。</li> </ul>

### ③生涯学習施設—公民館等

現状・課題
<p>【位置付け・整備】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 市町村だけではなく一般社団法人又は一般財団法人による設置が認められている。</li><li>・ 各種の自主事業や地域活動については、営利を目的とせず、市民全体の生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することから、行政としてサービス提供を行う必要がある。</li><li>・ 団体・サークル活動等の場を提供する貸室サービスについては、利用者以外の第三者に受益が及びにくく、利用の間は他者が利用できない性質のサービスであることから、必ずしも行政がサービス提供に関与する必要はない。</li><li>・ 核となるサービスは社会教育のプログラムを提供することであり、必ずしも建物の整備を伴う必要はなく、他の公共施設や民間等の施設で提供されている貸室サービスを利用して講座等を実施することも考えられる。</li><li>・ 窓口サービスを提供する行政系施設を併設する形で整備されている施設もあり、必ずしも単独施設として整備する必要はない。</li><li>・ 複数の会議室等のスペースを確保する場合、1,000㎡前後の一定の延床面積が必要になるため、地域における施設設置の状況によっては、複合化の場合のメイン施設となり得る。</li></ul> <p>【利用・コスト】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 施設によって利用状況のばらつきが大きい。</li><li>・ コスト評価のばらつきは比較的小さく、サービス提供コストの大きさという点では大きな問題は認められない。</li></ul> <p>【建物】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 12施設は建設から30年以上経過しており、老朽化による不具合が急増すると想定されるほか、40年以上経過している施設も2つあり建替えの検討も必要である。</li><li>・ 何らかのバリアフリー化が図られている建物が多く、引き続き、各種サービスの提供に利用可能な建物が多いものと考えられる。</li><li>・ 公民館は不特定の様々な市民が利用する施設であることから、今後も存続させる施設については着実にバリアフリー化を推進することが求められる。</li></ul>
今後の取組の方向性
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 利用者数と稼働率の両方が低い施設については、利用状況に合わせて、施設規模の見直しや貸室サービスを提供する施設との機能集約などの再編を検討する。</li><li>・ 施設再編の検討に当たっては、公民館の建物の在り方に関する議論を行う前提として、貸館も含めた地域活動拠点としての社会教育施設の在り方について今後の方向性の明確化を図る。</li><li>・ 建設時期が集中しているため、今後の在り方を明確にした上で、計画的な改修・更新に取り組む。</li><li>・ 複合化された比較的大規模な施設が多く、今後、建物を更新する場合には、地域における施設配置の状況を検証し、複合化する場合の施設の位置付けを検討する。</li><li>・ 相対的に規模の小さな施設は、学校施設に設ける会議室機能等を活用することで、規模の抑制を図る。</li></ul>

#### ④保健・福祉施設—老人福祉センター等

現状・課題
<p>【位置付け・整備】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 今後、高齢化の進行により利用者ニーズの増加が見込まれる。</li><li>・ 直接的な利用者は高齢者に限られるが、高齢者の積極的な施設利用により心身の健康増進が図られれば、市としての医療費負担の軽減など最終的に市民全体に便益が及ぶことが期待されるサービスである。</li><li>・ 趣味活動や学習等を行うための貸室サービスについては、他の公共施設や民間の施設でも提供されており、必ずしも専用の建物を市が整備する必要はない。</li><li>・ 公民館や子育て支援施設と併設して整備されている施設もあり、必ずしも単独施設として整備する必要はない。</li><li>・ 必要な機能が貸室のみであれば、複合施設のサブ施設として位置付けることが妥当と考えられる。ただし、浴室等の特別な設備が必要な場合は、建物を整備する上での制約となることから、地域における施設配置の状況によっては、複合化の場合のメイン施設となり得る。</li></ul> <p>【利用・コスト】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 比較的大規模な施設と小規模な施設に分かれるが、いずれの場合も施設ごとの利用者数のばらつきが大きく、1日当たりに換算すると10人未満と非常に利用が少ない施設もある。</li><li>・ 利用者数が少ない施設の中には、利用者1人当たりのコストが大きい施設もある。</li></ul> <p>【建物】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 建設後30年以上経過した施設と15年未満の施設に大きく分かれている。</li><li>・ 多くの施設で何らかのバリアフリー化が図られている。</li></ul>
今後の取組の方向性
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 施設による利用者数のばらつきが大きく、極端に利用者数が少ない施設もあることから、利用実態を踏まえてサービス継続の必要性を見直す。</li><li>・ 建設年度が古い建物の更新を検討する際に、浴室等の特殊な設備がなければ複合施設のサブ施設としての整備も可能であることから、特に、単独施設については必要なサービス内容を見極めて、他の施設に併設する形で整備する。</li><li>・ また、浴室等がある場合でも、温浴機能を備えた避難所としての機能を発揮できることから、積極的に学校施設等との複合化を推進する。</li></ul>

#### ⑤保健・福祉施設—デイサービスセンター

現状・課題
<p>【位置付け・整備】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 民間施設によるサービス提供が主流である。</li><li>・ 高齢化の進行によりサービスに対するニーズは増加を続けると見込まれる。</li><li>・ 全ての施設が市営住宅に併設する形で整備されている。</li><li>・ 現状の整備状況を考えると、サブ施設として位置付けることが妥当であると考えられる。</li></ul>

<p>【利用・コスト】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定員に対する利用率は 70～90%程度となっている。</li> </ul> <p>【建物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いずれの施設の建物も建設から 15 年以内であり、今後、適切な保全を行うことで、当面はサービス提供に利用する上で特段の問題は発生しないものと考えられる。</li> </ul>
<p>今後の取組の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本的に民間によるサービス提供が行われているが、市営住宅に併設する形で数を限って整備した施設であり、建設年度も比較的新しいことから、当面はサービス提供を継続し、民間におけるデイサービスセンターの配置状況を踏まえながら、今後の在り方を見直す。</li> </ul>

## ⑥子育て支援施設—児童クラブ

<p>現状・課題</p> <p>【位置付け・整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「放課後児童健全育成事業」として位置付けられ、政策的に施設整備の推進が図られている。</li> <li>・ 少子化が進んでいるものの、就労と子育てを両立させるための支援策として、市民ニーズが高まることが見込まれる。</li> <li>・ 他の自治体においては民設民営の児童クラブも存在し、必ずしも市の施設として整備する必要はない。</li> <li>・ 小学校あるいはこどもセンターに設置されている施設が多い。</li> <li>・ サービス提供に特別な建物や設備は不要で、一般的な建物であれば設置可能であるため、複合施設のサブ施設として位置付けることが妥当と考えられる。</li> </ul> <p>【利用・コスト】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全体的に利用状況とコストのばらつきは少ないが、利用状況とコスト評価が極端に低い施設もある。</li> </ul> <p>【建物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設年度が平成 2 年以降の施設が 67 施設中 49 施設を占めており、今後、適切な保全を行うことで、引き続き、サービス提供に利用可能な建物が多いものと考えられる。</li> </ul>
<p>今後の取組の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政策的に整備が進められている施設であり、建設年度が新しい建物も多いことから、基本的に現状の形でサービス提供を継続する。</li> <li>・ 利用状況とコストのいずれについても評価が低い建物については、承認者数に比べ建物規模や人員体制が過大となっている可能性が高いことから、建物規模や人員体制を適正化することにより、児童の生活環境やサービス水準の公平性を確保しながら、コスト効率性の改善を図る。</li> <li>・ 将来的に公共施設として必要な場合も、学校施設のサブ施設として一体的に整備するなど財政的な負担を抑制する。</li> </ul>

## ⑦子育て支援施設—こどもセンター、児童館、放課後子ども教室

現状・課題
<p>【位置付け・整備】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域における18歳まで（放課後子ども教室は該当小学校区の小学生が対象）の全ての子どもを対象として、無料で遊び場や自主活動のプログラムを提供することにより、遊び及び生活の援助と子育て支援を行うサービスであり市民全体に便益が及び。</li><li>・ 他の自治体においては民設民営の児童館も存在し、必ずしも市の施設として整備する必要性はない。</li><li>・ こどもセンターは児童クラブを併設した複合施設として整備されている。</li><li>・ 市の児童館は単独施設として整備されているが、他の自治体においては保育園や高齢者福祉施設との複合施設として整備されている事例もある。</li><li>・ 放課後子ども教室は、小学校の空き教室等を利用してサービス提供が行われている。</li><li>・ サービス提供に特別な建物や設備は不要で、一般的な建物であれば設置可能であるため、複合施設のサブ施設として位置付けることが妥当と考えられる。</li></ul> <p>【利用・コスト】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 施設の種類により利用者数は異なるが、いずれの種類でも利用者数が最大の施設は最小の施設の倍以上あり、施設ごとのばらつきが大きい。</li><li>・ 利用者当たりのコストは大きいものでも平均の160%程度にとどまっており、比較的ばらつきが小さい。</li></ul> <p>【建物】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ こどもセンターの建物は全て平成2年以降に建設されており、今後、適切な保全を行うことで、引き続き、サービス提供に利用可能な建物が多いものと考えられる。</li><li>・ 児童館は建設後30年以上経過する建物が22施設中15施設を占め、今後は老朽化による不具合が急増すると想定され、長期的に活用できる建物は限られているものと考えられる。</li><li>・ 放課後子ども教室が設置されている小学校の校舎は、全て建設後30年以上経過しており、今後は老朽化による不具合が急増すると想定され、長期的に活用できる建物は限られているものと考えられる。</li></ul>
今後の取組の方向性
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 施設ごとに利用者数のばらつきが大きく、3施設の機能が類似していることから、無料の児童厚生施設としての位置付けと役割を整理して、サービスとしての必要性を明確化する。</li><li>・ 単独施設が多い児童館には建設年度が古いものが多く、サービスを継続し更新を行う場合には、学校施設など他の施設に併設する形で整備することを検討する。現在、放課後子ども教室は学校の空き教室やこどもセンターなどで実施しているが、将来的には学校施設などの他の施設に併設する形で整備することを検討する。</li><li>・ 固定的なコストが生じていることから、利用者数に応じた施設配置や人員体制の見直しなどコスト効率性の改善に取り組む。</li></ul>

## ⑧医療施設—診療所

現状・課題
<p>【位置付け・整備】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 民間の診療所でも同様のサービス提供が可能である。</li><li>・ 必ずしも市の施設として整備する必要はなく、民間事業者の参入について検討の余地もある。</li><li>・ 民間の診療所は民間ビルのテナントとして開設されている場合も多く、単独施設として整備する必要はない。</li><li>・ サービス提供に特別な建物や設備は不要であることから、複合施設のサブ施設として位置付け、他の公共施設や民間の建物を活用して設置することが可能であると考えられる。</li></ul> <p>【利用・コスト】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 直営の3つの国民健康保険診療所の平均の受診患者数は、年間で4,700人～7,500人程度とばらつきがあるが、1日当たりに換算すると13人～20人程度の水準であり、絶対的な水準としては必ずしも多くない。</li><li>・ 受診患者1人当たりのコストは1万円～1.8万円と大きくなっている。</li></ul> <p>【建物】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 昭和40年代に建設された2施設以外は比較的建物が新しく、大半の建物は、今後、適切な保全を行うことで、引き続き、各種サービスの提供に利用可能と考えられる。</li></ul>
今後の取組の方向性
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 受診患者数やコストのみでは診療所の必要性を判断できるものではないが、サービス提供の代替可能性を含め、総合的に施設の在り方を見直す。</li><li>・ 今後の高齢化社会を踏まえ、全市的な地域医療体制の在り方について見直す。</li><li>・ 今後は、学校施設、民間施設のサブ施設として整備する。</li></ul>

## ⑨学校教育施設—小学校

現状・課題
<p>【位置付け・整備】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 少子高齢化の進行により、市全体として見れば児童数が減少し、必要な施設規模の総量も減少することが見込まれる。</li><li>・ 義務的施設で施設規模も大きくなることから、メイン施設として位置付けることが妥当であると考えられる。</li><li>・ 子育て支援施設（児童クラブ、こどもセンター、放課後子ども教室）を併設している小学校が多い。</li><li>・ 複合施設とする場合は、建物の整備に当たって、防犯面に配慮するとともに、相互に支障なく円滑に利用してコミュニティの機能を高められるよう、施設全体の空間構成及び動線計画を適切に計画することが重要になる。</li></ul> <p>【利用・コスト】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 「児童1人当たりの延床面積」が大きくなるほど「児童1人当たりのフルコスト」も大きくなっている。</li></ul>

- ・ 緑区に「児童 1 人当たりの延床面積」及び「児童 1 人当たりのフルコスト」が極端に大きい小学校が集中している。

【建物】

- ・ 72 校中 60校で建設後 30 年以上が経過している建物があり、うち 22 校では 40 年以上経過している建物があることから、今後は老朽化による不具合が急増すると想定され、長期的に活用できる建物は限られているものと考えられる。

今後の取組の方向性

- ・ 8 割以上の建物が建設から 30 年以上経過し、計画的な改修・更新が不可欠である。
- ・ 少子高齢化の進行により児童数は減少が見込まれるほか、児童数にかかわらず固定的なコストが発生していることから、大規模改修に際しての減築や更新時の規模縮小等により、児童数に見合った水準に施設総量を削減する。
- ・ 特に、緑区においては「児童 1 人当たりの延床面積」が極端に大きくなっている小学校が多く、児童数と建物規模のバランスの適正化を図る。
- ・ 行政による設置が義務付けられた施設であり、他の施設と比べて規模も大きいことから、大規模改修や更新に際して、原則として、地域で利用される他の施設を併設して、地域活動の拠点として再整備する。
- ・ 建物を更新等で再整備する際には、状況の変化に応じて配置する機能を転換していけるよう、内部のレイアウトの自由度を高めるなどの工夫を取り込んでいく。
- ・ 人口急増期に多くの施設を整備しているため、地域ごとの人口規模による適正配置になるよう、学区の見直しを含めた検討を行う。
- ・ 「児童 1 人当たりの延床面積」等を基準とした近隣の学校との施設共有については、教育的観点や地域からの意見を十分に踏まえて検討を行う。
- ・ 地域の中核施設として、他の施設との多機能化・複合化を図っていく。その際には、安全確保のための適切な動線設定のほか、コミュニティの核として高齢者や父母、地域の方などのコミュニケーションを深め、大人の見守りによる児童の安全確保や教育的観点を踏まえて検討を行う。

⑩学校教育施設—中学校

現状・課題

【位置付け・整備】

- ・ 少子高齢化の進行により、市全体として見れば生徒数が減少し、必要な施設規模の総量も減少が見込まれる。
- ・ 複合施設化されている中学校は、行政系施設（地域センター）を併設する 1 校のみである。
- ・ 義務的施設で施設規模も大きくなることから、メイン施設として位置付けることが妥当であると考えられる。
- ・ 複合施設とする場合は、建物の整備に当たって、防犯面に配慮するとともに、相互に支障なく円滑に利用してコミュニティの機能を高められるよう、施設全体の空間構成及び動線計画を適切に計画することが重要になる。



#### 【利用・コスト】

- ・ 「生徒 1 人当たりの延床面積」が大きくなるほど「生徒 1 人当たりのフルコスト」も大きくなっている。
- ・ いずれの区においても「生徒 1 人当たりの延床面積」及び「生徒 1 人当たりのフルコスト」が極端に大きい学校が存在する。

#### 【建物】

- ・ 37 校中 30 校で建設後 30 年以上が経過している建物があり、うち 14 校では 40 年以上経過している建物があることから、今後は老朽化による不具合が急増すると想定され、長期的に活用できる建物は限られているものと考えられる。

#### 今後の取組の方向性

- ・ 7 割以上の建物が建設から 30 年以上経過し、計画的な改修・更新が不可欠である。
- ・ 少子高齢化の進行により生徒数は減少が見込まれるほか、生徒数にかかわらず固定的なコストが発生していることから、大規模改修に際しての減築や更新時の規模縮小等により、生徒数に見合った水準に施設総量を削減する。
- ・ 行政による設置が義務付けられた施設であり、他の施設と比べて規模も大きいことから、大規模改修や更新に際して、原則として、地域で利用される他の施設を併設して、地域活動の拠点として再整備する。
- ・ 建物を更新等で再整備する際には、状況の変化に応じて配置する機能を転換していけるよう、内部のレイアウトの自由度を高めるなどの工夫を取り込んでいく。
- ・ 人口急増期に多くの施設を整備しているため、地域ごとの人口規模による適正配置になるよう、学区の見直しを含めた検討を行う。
- ・ 「生徒 1 人当たりの延床面積」等を基準とした近隣の学校との施設共有については、教育的観点や地域からの意見を十分に踏まえて検討を行う。
- ・ 地域の中核施設として、他の施設との多機能化・複合化を図っていく。その際には、安全確保のための適切な動線設定のほか、コミュニティの核として高齢者や父母、地域の方などのコミュニケーションを深め、大人の見守りによる生徒の安全確保や教育的観点を踏まえて検討を行う。

### ⑪消防施設—消防署所、消防団施設

#### 現状・課題

#### 【位置付け・整備】

- ・ 当該市域における消防・救急業務を十分に果たす責任を有する。
- ・ 市民の安全・安心を確保するためのサービスであり、受益の公平性を確保するためにも行政の関与は必須である。
- ・ 災害現場まで 5 分以内に到達するという目標と実際の災害発生状況を踏まえて策定された「相模原市消防力整備計画」に基づき、消防署所の配置や消防団の編成が行われている。
- ・ 相模原市においては全て単独施設として整備されているが、他の自治体においては行政系施設や公民館等との複合施設として整備されている事例もある。

<ul style="list-style-type: none"> <li>消防隊や救急隊の円滑な出動など、消防署の機能が十分に発揮できるような施設配置や建物構造とするため、メイン施設として位置付けることが妥当であると考えられる。</li> </ul> <p>【利用・コスト】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 施設当たりの維持管理、運営のコストとして、消防署所で年 6,000 万円～7 億円、消防団施設は 100 万円程度がかかっている。</li> </ul> <p>【建物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消防署所及び消防団施設のうち、建設後 30 年以上経過した建物は延床面積の 2 割程度であり、多くの建物について、当面は既存の建物を利用してサービス提供を行うことになる。</li> </ul>
<p>今後の取組の方向性</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>消防署所及び消防団施設のうち、建設から 30 年以上経過した建物は延床面積の 2 割程度であり、「相模原市消防力整備計画」に基づく施設配置もおおむね完了していることから、既存の建物を長期にわたり使用するために、計画的・効率的な保全を実施する。</li> <li>建物の更新を行う場合には、既存施設の敷地の制約から移転整備を行うケースが多くなると想定されるため、地域における防災活動の拠点となる行政系施設や主要な避難所となる施設との連携に配慮した立地の在り方や複合施設化を進める。</li> </ul>

## (2) 広域施設

### ①行政系施設—庁舎等

<p>現状・課題</p>
<p>【位置付け・整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>証明書の発行は、基本的には行政が直接サービスを提供する必要があるが、一部については、市が設置する自動交付機による発行が可能なほか、他の自治体においては、コンビニエンスストアのマルチコピー機における証明書交付サービスや、郵便局窓口における公的証明の受取サービスを提供している例もあり、必ずしも市が直接サービスを提供する必要はない。</li> <li>民間の賃貸ビル等を利用して事務スペースを確保することも可能であるが、災害対策の中心となる施設については、市が管理運営できる施設である必要がある。</li> <li>複合施設として整備されている建物も多い。</li> <li>サービスを提供するためには、特別な設備や建物等は不要であることから、複合施設のサブ施設として位置付けることが妥当と考えられる。</li> </ul> <p>【利用・コスト】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>単位面積当たりのランニングコスト（光熱水費、委託料、賃借料など）が、他の施設分類と比較して大きくなっており、コスト削減に向けた取組が求められる。</li> </ul> <p>【建物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市役所本庁舎、南区合同庁舎及び総合事務所は建設後 30 年以上を経過しているが、全ての施設で何らかのバリアフリー化が図られており、当面はサービス提供に利用可能と考えられる。</li> </ul>
<p>今後の取組の方向性</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の建物を長期にわたり使用するために、計画的・効率的な保全を実施する。</li> <li>一般的な事務スペースを確保するために特別な施設や建物は必要ないことから、市が保有す</li> </ul>

る余剰建物や空きスペースを有効活用して施設を再編する。

- ・ 必ずしも市が建物を保有する必要がないことから、建物が大規模改修や更新を必要とするタイミングでは、民間等の建物の活用を検討する。
- ・ 他の施設分類と比較して相対的にランニングコストが大きくなっていることから、要因を把握しコスト削減に取り組む。
- ・ 災害時に対策本部として重要な役割を担う施設については防災・災害対策の機能強化を推進する。

## ②行政系施設—その他行政系施設

### 現状・課題

#### 【位置付け・整備】

- ・ サービス提供に特別な設備等が必要なければ、民間の賃貸ビル等を利用して施設を設置することも可能であり、必ずしも市の施設として整備する必要はないと考えられる。
- ・ 複合施設として整備されている施設も多い。
- ・ サービスを提供するためには、特別な設備や建物等は不要であることから、複合施設のサブ施設として位置付けることが妥当と考えられる。

#### 【利用・コスト】

- ・ 年間利用者数が 1.5 万人を超えている施設もあり、一定の利用が認められる。

#### 【建物】

- ・ 複合施設である衛生試験所及び環境情報センターは建設後 30 年以上を経過しているが、比較的経過年数が短い建物が多く、当面はサービス提供に利用可能と考えられる。
- ・ ほとんどの施設で何らかのバリアフリー化が図られている。

### 今後の取組の方向性

- ・ 施設ごとの設置目的や利用状況、整備時点との社会経済状況の変化等も踏まえ、個別にサービス継続の必要性を検証する必要がある。
- ・ 比較的経過年数が短い建物が多いことから、既存の建物を長期にわたり使用するために、計画的・効率的な保全を実施する。
- ・ 一般的な事務スペースを確保するために特別な施設や建物は必要ないことから、市が保有する余剰建物や空きスペースを有効活用して施設を再編する。
- ・ 必ずしも市が建物を保有する必要がないことから、建物が大規模改修や更新を必要とするタイミングで、民間等の建物を活用して移転整備することにより、保有する建物の総量を削減する。
- ・ 他の施設分類と比較して相対的にランニングコストが大きくなっているほか、一人当たりの利用コストのばらつきも大きいことから、要因を把握しコスト削減に取り組む。

### ③市民文化系施設—文化施設

現状・課題
<p>【位置付け・整備】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ ホール機能については、コンサートや発表会、講演会など、様々な催事に利用されることで、文化振興など市民全体の福祉の増進に寄与するサービスである。</li><li>・ 貸室サービスは民間施設によるサービスが行われており、必ずしも行政が関与する必要はない。</li><li>・ ホール機能については、市内に民間等の大規模なコンサートホールは存在しないことから、周辺自治体等との広域連携による施設利用の可能性について、検討する余地がある。</li><li>・ 貸室は、他の公共施設や民間施設でも提供されており、必ずしも市の文化施設との位置付けで施設を整備する必要はない。</li><li>・ 複合施設として整備されている施設があり、単独施設として整備する必要はない。</li><li>・ ホール機能を整備する場合には、一定の施設規模と舞台・客席等に専用の設備や設計が必要になるため、複合施設のメイン施設として位置付けることが妥当である。</li></ul> <p>【利用・コスト】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 施設規模によって年間利用者数の水準は異なるものの、おおむね4.6万人を超える利用がある。</li><li>・ ホールについて見ると稼働率は80%以上で高い水準を維持しているが、利用当たりのコストが極端に大きい施設もある。</li></ul> <p>【建物】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 昭和40年建設の市民会館のほか、昭和50年代に整備された施設があるが、建設年数が15年～20年程度の比較的新しい建物が多く、ほとんどの施設で何らかのバリアフリー化が図られていることから、今後、適切な保全を行うことで、当面はサービス提供に利用可能と考えられる。</li></ul>
今後の取組の方向性
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 全般に一定の利用が認められることから、基本的にはサービス提供を継続し、今後の在り方については、市全体としての施策を踏まえた方向付けを図る。</li><li>・ 建設年度が比較的新しく、5,000㎡を超える大規模な建物が多いことから、既存の建物を長期にわたり使用するとともに、改修・更新のコスト負担の影響を軽減するために、計画的・効率的な保全を実施する。</li><li>・ 周辺自治体との連携（相互利用・相互負担）によるコストの削減を図る。</li></ul>

### ④生涯学習施設—図書館

現状・課題
<p>【位置付け・整備】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 教養や学習援助などの面で市民全体の福祉の増進に寄与するサービスである。</li><li>・ 各公民館に設置された図書室もネットワーク化して図書館と一体的にサービスを提供している。</li><li>・ 私立の図書館は、設置者の意図に沿った資料収集・公開を行う専門図書館であることが多く、利用料の徴収も妨げられないことから、様々な市民のニーズに応え、無料で利用できるサービス提供を行政が行う意義は大きい。</li></ul>

- ・ 複合施設として整備されている施設が多い。
- ・ 市立図書館には一定の施設規模が必要になるため、地域における施設配置の状況によっては複合化の場合のメイン施設となり得る。
- ・ 市民が図書サービスを利用する機会を増やすために、周辺自治体や大学等との連携による施設相互利用の可能性について更に検討する余地がある。

#### 【利用・コスト】

- ・ 3つの図書館については、いずれも施設規模が 3,500 m<sup>2</sup>を超える大規模施設であり、年間 22 万人～32 万人、1 日当たりに換算しても 600 人以上と利用者数が多い。利用当たりのコストとのバランスを見ても、極端に高コストな施設はない。
- ・ 図書館相武台分館及び視聴覚ライブラリーについては、施設規模が市立図書館の 10 分の 1 以下と小規模な施設であり、相対的に利用も少なくなっているが、利用当たりのコストについても小さくなっており、利用とコストのバランスに大きな問題はない。

#### 【建物】

- ・ 市立図書館、視聴覚ライブラリー及び図書館相武台分館は建設後 30 年以上経過しており、これらの施設については、今後は老朽化による不具合が急増することが想定される。
- ・ ほとんどの施設で何らかのバリアフリー化が図られている。

#### 今後の取組の方向性

- ・ 一定の利用があり、行政が関与する必要性が高いことからサービス提供の必要性は高いが、老朽化が懸念される建物もあることから、効率的な管理運営及び計画的な改修・更新に取り組む。
- ・ 周辺自治体や大学等との連携（相互利用・相互負担）を進める。
- ・ 公民館に設置された図書室は、公民館を学校施設に複合化する場合は、一体的に学校施設に統合する。その際、学校図書室との一体化を図る。
- ・ 複合化された比較的大規模な施設が多く、今後、建物を更新する場合には、地域における施設配置の状況を検証し、複合化する場合の施設の位置付けを検討する。

### ⑤生涯学習施設—博物館等

#### 現状・課題

#### 【位置付け・整備】

- ・ 歴史や文化の伝承、教養や学習援助などの面で市民全体に便益が及ぶことが期待される。
- ・ 市場原理では提供が難しいサービスであり、行政が関与する必要性が高い。
- ・ 博物館資料を将来にわたり継承し続けるためには、散逸を防ぎ、適切な保管を行うことが求められることから、行政の施設として整備する必要性が高い。
- ・ 歴史的な建物の保存展示等ではなく、建物内で展示を行う一般的な博物館であれば、複合施設として整備する際の支障は小さいと考えられる。
- ・ 展示物の内容により必要となる建物は異なるが、展示物の内容に応じ、展示スペースや入館者の適正な動線を確認できる建物構造が必要な場合は、地域における施設配置の状況によっては、複合化の場合のメイン施設となり得る。

【利用・コスト】

- ・ 歴史的な建物を保存展示する施設等では、年間利用者が700人～4,000人程度（1日当たり2人～10人程度）と非常に少ない施設もある。

【建物】

- ・ 歴史的な建物等を除けば、比較的新しい建物が多く、何らかのバリアフリー化が図られている。

今後の取組の方向性

- ・ 利用が少ない施設もあることから、歴史や文化の継承や生涯学習に関する市の政策方針を踏まえ、施設ごとにサービス継続の是非も含めた今後の在り方を見直す。
- ・ 比較的新しい建物については、既存の建物を長期にわたり利用できるよう、効率的な管理運営及び計画的な改修・更新の取組を検討する。
- ・ 地域資料を展示している施設については、他の公共施設と複合化する。
- ・ 周辺自治体や大学等との連携（相互利用・相互負担）を進める。

## ◎スポーツ施設—体育館

現状・課題

【位置付け・整備】

- ・ スポーツ大会の開催に限らず多様な目的で利用され、利用団体も多岐にわたることから、スポーツ振興や健康増進をはじめとする市民全体の福祉の増進に寄与するサービスである。
- ・ 市外からも集客することにより、市全体としての経済振興やシティセールスへの波及効果が期待される。
- ・ 民間が設置する体育館は、神奈川県内でも限られており、公共体育館として整備する必要性が高いと考えられる。
- ・ 大規模な体育館は、体育室と武道場など用途の異なる体育施設が併設されており、他のサービスを提供する施設を併設することも可能と想定される。
- ・ 小規模な体育館は、天井が高く採光や通風のために全面に窓が設置されるなど一般的な建物と構造が異なるため、他の施設を併設する場合には制約が大きいものと想定される。
- ・ 大規模なアリーナなど建物の構造に大きく影響する機能を整備する必要があるため、複合施設化する場合にはメイン施設として位置付けることが妥当である。

【利用・コスト】

- ・ 施設面積が1万㎡を超える大規模な2施設は、いずれも年間25万人以上の利用があり、利用当たりのコスト評価は高くなっている。
- ・ 施設面積が1,000㎡前後の4施設のうち、2施設については利用が極端に少なく、利用当たりのコスト評価は低くなっている。

【建物】

- ・ 大規模な体育館については、建設が比較的古い総合体育館の改修が行われ、また、何らかのバリアフリー化が図られており、サービス提供を継続する上で大きな支障はないものと考えられる。

- ・ 小規模な体育館については、市体育館が建設から 50 年以上経過しており、建替えの是非も含めた在り方の検討が求められる。

#### 今後の取組の方向性

- ・ 建設年度が古い市体育館については、一定の利用が認められるため、民間資金を活用した施設整備手法の適用など、低コストでサービスを継続する方策に見直す。
- ・ 市体育館以外の施設については建設年度が比較的新しいため、既存の建物を長期にわたり利用し続けるために計画的な保全を検討する。
- ・ 利用が少ない施設については、サービス継続の是非について検討し結論を出す。サービスを継続しない場合は、民間譲渡を行う。
- ・ 周辺自治体や大学等との連携（相互利用・相互負担）を進める。

### ⑦スポーツ施設—プール

#### 現状・課題

##### 【位置付け・整備】

- ・ 健康増進などの面で市民全体の福祉の増進に寄与するサービスである。
- ・ 民間等でも提供可能なサービスであり、必ずしも市の施設として整備する必要はない。
- ・ 市内の屋内施設は、トレーニングルームや会議室を併設しており、他の自治体においては体育館や図書館等を併設している事例もある。
- ・ 特別な建物構造や機械設備の設置が必要になるため、メイン施設として位置付けることが望ましいと考えられる。

##### 【利用・コスト】

- ・ 利用状況とコストのいずれも評価が非常に低い施設がある。

##### 【建物】

- ・ いずれの施設も建設から 20 年～30 年程度が経過しており、サービス継続のためには機械設備を中心に適切な保全を行うことが必要になると考えられる。
- ・ 小規模施設を除き、何らかのバリアフリー化が図られている。

#### 今後の取組の方向性

- ・ 利用状況とコストのいずれについても極端に評価が低い施設については、今後の施設の必要性について検討し結論を出す。
- ・ いずれの施設も建設から 20 年～30 年程度が経過しており、サービスを継続する施設については、機械設備を中心に計画的な保全を実施する。
- ・ 周辺自治体や大学等との連携（相互利用・相互負担）を進める。

### ⑧スポーツ施設—その他競技場

#### 現状・課題

##### 【位置付け・整備】

- ・ 健康増進などの面で市民全体の福祉の増進に寄与するサービスである。
- ・ 市民が日常的に利用可能な規模の競技場や球場を民間が整備して採算を確保することは困難

と考えられ、サービスを提供する場合には税金を投入する必要性が高い。

- ・ 競技場や野球場等は、通常の建物とは構造が異なるため、複合施設化することによる共有スペースの圧縮等のメリットは生じにくく、単独施設として整備する必要性が高いものと考えられる。

【利用・コスト】

- ・ 利用状況とコストのいずれも評価が低い施設が2施設ある。

【建物】

- ・ ほとんどの施設は建設から10年～15年程度しか経過しておらず、最も古い野球場でも経過年数は25年程度であり、今後、適切な保全を行うことで、既存の建物を活用してサービス提供を続けることに大きな支障はないものと考えられる。
- ・ バリアフリー化が図られていない施設が多く、対応が必要である。

今後の取組の方向性

- ・ 施設ごとの設置目的を踏まえ、個別にサービス継続の必要性を検証し結論を出す。
- ・ いずれの施設も一定の利用があり、建物の経過年数も比較的短いため、既存の建物を長期的にわたりサービス提供に利用できるよう、計画的な保全を検討する。
- ・ 施設配置に当たっては、周辺自治体等との広域連携の可能性も視野に入れ、検討する。

◎レクリエーション系施設—観光施設・保養施設

現状・課題

【位置付け・整備】

- ・ 直接的な受益者は限定されるが、市外からも集客することにより、市全体としての経済振興への波及効果が期待される。
- ・ いずれも集客施設であることから、基本的に民間による整備・運営が可能と考えられる。
- ・ 集客のために当該施設ならではの魅力や特徴をアピールする必要があることから、単独施設として整備する必要性が高いと考えられる施設もあるが、施設規模の小さい観光案内所などは他の自治体では併設されている場合も多い。
- ・ 小規模施設については、複合施設としての整備や、民間施設への移転も可能であると考えられる。

【利用・コスト】

- ・ 施設によって目的が異なるため一概に比較できないが、年間利用者が4,600人未満の非常に利用が少ない施設もある。
- ・ 全体的にはコストが低い施設が多いが、コストが非常に大きい施設もある。

【建物】

- ・ ほとんどの建物が建設から10年～15年程度しか経過しておらず、今後、適切な保全を行うことで、既存の建物を活用してサービス提供を続けることに大きな支障はないものと考えられる。
- ・ バリアフリー化が図られていない施設が多く、対応が必要である。



今後の取組の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設ごとの設置目的を踏まえ、個別にサービス継続の必要性を検証し結論を出す。</li> <li>・ 経過年数が短い建物が多いことから、サービスを継続する場合、既存の建物を長期にわたり活用するために計画的な保全を実施する。</li> <li>・ いずれも集客施設であることから、可能な限り民間主導で整備・運営する方法をとる。</li> </ul>

#### ⑩保健・福祉施設—保健施設

現状・課題
<p>【位置付け・整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康増進などの面で市民全体の福祉の増進に寄与するサービスであることから、公共性の視点から行政が関与する必要がある施設である。</li> <li>・ 保健センターにおける検査や検診等のサービスについては、民間の医療機関や検査機関との連携により提供をしている。</li> <li>・ 福祉センターにおける貸室サービスについては、他の公共施設や民間施設における類似サービスで代替することも考えられる。</li> <li>・ ウェルネスさがみはらなどは既に複合施設として整備されており、今後も単独施設として整備する必要はない。</li> <li>・ 一部特別な設備を必要とするサービスもあるが、主に複合施設のサブ施設として位置付けることが妥当と考えられる。</li> </ul> <p>【利用・コスト】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提供するサービスが多様であり、個別施設ごとに利用やコストの状況を精査する必要がある。</li> </ul> <p>【建物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ほとんどの建物が建設から10年～15年程度しか経過しておらず、バリアフリー化も図られているため、今後、適切な保全を行うことで、既存の建物を活用してサービス提供を続けることに大きな支障はないものと考えられる。</li> </ul>
今後の取組の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設整備の必要性が高く、経過年数が短い建物が多いことから、既存の建物を長期にわたり活用するために計画的な保全を検討する。将来的には、学校施設等へ複合化する。</li> <li>・ 福祉センターにおける貸室サービスなど行政が行う必然性に乏しいサービスは見直す。</li> </ul>

#### ⑪保健・福祉施設—児童福祉施設、高齢福祉施設、障害福祉施設、その他社会福祉施設

現状・課題
<p>【位置付け・整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域福祉の向上という観点から市民全体に便益が及ぶサービスであり、公共性の視点から行政が関与する必要性が高いサービスである。しかし、各施設の設置目的は多様であり、施設ごとに設置目的に照らした必要性を確認する必要がある。</li> <li>・ 民間の提供する福祉サービスで代替可能な場合は、市による直接的なサービス提供を見直す余地がある。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者能力活用施設やあじさい会館等における貸室サービスについては、他の公共施設や民間施設における類似サービスで代替することも考えられる。</li> <li>・ 現状においては、単独施設として整備されている施設が多いが、各施設で提供されるサービス内容によっては、必ずしも単独施設とする必要がない施設もあると考えられる。</li> </ul> <p>【利用・コスト】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提供するサービスが多様であり、個別施設ごとに利用やコストの状況を精査する必要がある。</li> </ul> <p>【建物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ほとんどの建物が建設から 10 年～15 年程度しか経過しておらず、今後、適切な保全を行うことで、既存の建物を活用してサービス提供を続けることに大きな支障はないものと考えられる。</li> </ul>
<p>今後の取組の方向性</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設ごとの設置目的を踏まえ、個別にサービス継続の必要性を検証し結論を出す。</li> <li>・ 比較的経過年数が短い建物が多く、サービスを継続する場合、既存の建物を長期にわたり利用するために計画的な保全を検討する。</li> <li>・ 必要なサービスの場合でも、学校施設等へ複合化する。</li> </ul>

## ⑫子育て支援施設—保育所・幼稚園

<p>現状・課題</p>
<p>【位置付け・整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育所については、民間の認可保育所により公立と同等の保育サービスの提供が可能である。</li> <li>・ 幼稚園についても、民間の幼稚園により公立と同等の教育サービスの提供が可能であり、公立園は津久井地域の3園のみとなっている。</li> <li>・ 少子化の進行に伴いサービスの対象者数は減少しているが、就労を希望する保護者の増加などにより保育サービスに対するニーズは増加している。</li> <li>・ 市内の保育所・幼稚園のいずれも単独施設として整備されているが、他の自治体においては小中学校や高齢者福祉施設との複合施設として整備している事例もある。</li> <li>・ 保育所や幼稚園は、設置認可の基準として土地・建物、設備等について必要要件が定められていることから、地域における施設配置の状況によっては、複合化の場合のメイン施設となり得る。</li> </ul> <p>【利用・コスト】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定員充足率は 100%前後の園が多いが、全体の 3 割に当たる 9 つの園で 80%を下回っている。</li> <li>・ コストのばらつきは小さいが、園児 1 人当たりのコストが極端に大きい園があり、対応方策の検討が必要である。</li> </ul> <p>【建物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 30 園中 21 園で建物の建設から 30 年以上が経過しており、うち 3 園では 40 年以上経過していることから、今後は老朽化による不具合が急増すると想定され、長期的に活用できる建物は限られているものと考えられる。</li> </ul>

今後の取組の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定員充足率の低い施設が全体の3割程度あることから、他の公立園や民間保育施設との役割分担を踏まえた、施設規模の見直しや統廃合の可能性を検討する。</li> <li>・ 施設数が多く、建設から30年以上経過した老朽化施設の割合も高いため、計画的な改修・更新に取り組む。</li> <li>・ 建物の更新が必要な施設については、原則として、学校施設や他の福祉施設との複合施設として整備する。</li> </ul>

### ⑬医療施設—メディカルセンター等

現状・課題
<p>【位置付け・整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療サービスは民間によるサービス提供も行われていることから、今後、施設ごとにサービス継続の必要性を検証する必要がある。</li> <li>・ メディカルセンター、メディカル調剤薬局及び口腔保健センターは、休日や夜間の急病患者的の受入れを円滑に行うための施設であることから、市の施設として整備する意義が大きい。</li> <li>・ 複合施設として整備されている。</li> <li>・ 民間の診療所や調剤薬局は民間ビルのテナントとして開設されている場合も多く、サブ施設として位置付けることが妥当と考えられる。</li> </ul> <p>【利用・コスト】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者が年間1,600人～3,200人と少ない施設もある。</li> </ul> <p>【建物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設から30年程度経過した3施設については、近い将来に大規模改修や更新のニーズが高まるものと考えられる。</li> </ul>
今後の取組の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設ごとの設置目的や民間サービスによる代替可能性を踏まえ、個別にサービス継続の必要性を検証し結論を出す。</li> <li>・ 極端に建設年度が古い施設はないことから、サービス提供を継続する場合、既存の建物を長期にわたり活用するために計画的な保全を検討する。</li> </ul>

### ⑭市営住宅—市営住宅、あじさい住宅

現状・課題
<p>【位置付け・整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活困窮者に住居を提供するために、行政としてサービス提供に努めなければならないが、民間が供給する住宅を活用してサービスを提供することも可能である。</li> <li>・ 民間の賃貸住宅の借上げや家賃補助により、入居可能な住宅を供給することも考えられ、必ずしも市の施設として整備する必要はない。</li> <li>・ 福祉サービス施設等を併設した住宅がある。</li> <li>・ 近年は高層化した団地として建物を整備していることから、メイン施設として位置付けるこ</li> </ul>

とが妥当と考えられる。

【利用・コスト】

- ・ 市の負担の8割を家賃収入により賄っているほか、指定管理者制度を導入するなど、市の負担は比較的小さくなっている。

【建物】

- ・ 建設から30年以上経過した団地は小規模な木造の建物が多く、更新の対象としない建物も多い。
- ・ 整備が本格化し始めたのが昭和50年以降であり、当面は修繕や改修を確実に実施することが課題となる。

今後の取組の方向性

- ・ 生活困窮者に住居を提供するために、行政としてサービス提供に努めなければならないが、民間住宅への家賃補助も可能であるため、市の施設として保有することの見直しも含めたあらゆる可能性を検討し結論を出す。
- ・ 延床面積で見ると公共施設全体に占める割合が大きく、特に大規模改修や更新にかかるコストの削減が求められる施設であることから、市の施設として整備する場合は、必ず新技術の適用等による工事費削減手法や、PFI等の民間資金を活用した事業手法を適用する。

⑮学校教育施設—その他学校教育施設

現状・課題

【位置付け・整備】

- ・ 給食については、民間調理場で調理したり、民設民営で給食センターを整備する等の民間活用の動きがある。
- ・ 総合学習センターにおける貸室サービスについては、他の公共施設や民間施設における類似サービスで代替することも考えられる。

【利用・コスト】

- ・ 各施設とも一定の利用があるが、相談室及び野外体験教室の利用1件当たりのコストを見ると、2万円～4万円と施設全体で見ても大きくなっている。

【建物】

- ・ 給食センター3施設のうち2施設で建設から35年～40年が経過しており、水周りなど設備関係の老朽化の問題が大きくなると想定される。
- ・ 青少年相談センターや総合学習センターの建物も建設から年数が経過しており、大規模改修等の対応が必要になる。

今後の取組の方向性

- ・ 施設ごとの設置目的や民間サービスによる代替可能性を踏まえ、個別にサービス継続の必要性を検証する。
- ・ 施設におけるサービス提供を継続する場合、建設から30年以上経過している施設の割合が大きいことから、設備の更新や大規模改修の実施をにらんだ計画的な保全を行う。青少年相談センターや総合学習センターは更新の際は学校施設等への複合化を行う。
- ・ 利用者1人当たりのコストが数万円と大きい施設もあり、コスト削減方策を検討する。

## ⑩資源循環系施設—廃棄物処理施設等

現状・課題
<p>【位置付け・整備】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>行政が廃棄物処理関連施設を整備し、廃棄物の減量等に関する啓発や適正処理を行う責務を負っている。</li><li>廃棄物処理は、公衆衛生を確保するための基本的な行政サービスであり、施設立地が困難であっても廃棄物処理関連施設の整備が不可欠であることから、行政の関与が必要である。</li><li>一般に、廃棄物処理関連施設の整備には多大な事業費が必要になることから、行政の負担による施設整備が必要と考えられる。</li><li>一般的な建物と異なり機械設備が主となる施設であること、また、都市計画法上の都市施設の場合は、それ以外の用途を共有する複合施設とすることは法的に不可能なため、廃棄物処理関連の単独施設として整備する必要がある。</li><li>廃棄物処理関連施設は、廃棄物処理関連の単独施設として整備する必要がある。</li></ul> <p>【利用・コスト】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>廃棄物の適正処理を行っていくに当たっては、一定の費用を要する。</li></ul>
今後の取組の方向性
<ul style="list-style-type: none"><li>公衆衛生を確保するために不可欠な施設であり、適切な保全と計画的な建替えにより、継続的に安定したサービス提供を行う。</li><li>廃棄物処理関連施設は定期的な改修・更新が不可欠であり、建替時には多大な事業費が必要になることから、財政的な面で他の施設の改修・更新計画に及ぼす影響が大きいため、計画的な対応を図る。</li></ul>

## ⑪その他—自転車駐車場

現状・課題
<p>【位置付け・整備】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>民間等でも提供可能なサービスであるが、自転車の放置防止対策を推進する観点から、行政もサービス提供に関与する必要がある。</li><li>民間等でも提供可能なサービスであるが、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律の規定により、一定の割合は市の施設として整備する必要がある。</li><li>利用者が建物にとどまる施設ではないため、商業ビルと一体で整備する場合を除き、複合施設として整備する必然性は低い。</li></ul> <p>【利用・コスト】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>各施設とも一定数の利用があるが、施設によるばらつきが大きい。施設面積の利用台数に換算すればばらつきは小さくなり2倍程度の差となる。</li><li>コストの面で見ても、ばらつきは2倍程度に収まり、極端に評価が低い施設はない。</li></ul>

<p>【建物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一部の施設を除き、建設から 15 年～20 年程度であり、今後、適切な保全を行うことで、サービスを継続する上で大きな支障は生じないと考えられる。</li> </ul>
<p>今後の取組の方向性</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>駐車場の重要性や自転車駐車対策を検討し、官と民の役割を明らかにした上で、民間事業者と連携した施設配置を行う。</li> <li>比較的経過年数が短い建物が多く、一定の利用があることから、既存の建物を長期にわたり活用するために計画的な保全を検討する。</li> <li>利用状況等を踏まえた上で、適切な体制による管理を行う。</li> </ul>

## ⑩その他—自動車駐車場

<p>現状・課題</p>
<p>【位置付け・整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間等でも提供可能なサービスであるが、駅周辺における自動車駐車対策を推進し、中心市街地の活性化を図る観点から、行政もサービス提供に関与する必要がある。</li> <li>民間等でも提供可能なサービスであるが、駐車場法の規定により、一定の割合は市の施設として整備する必要がある。</li> <li>利用者が建物にとどまる施設ではないが、駐車場については商業ビルなどと一体で整備することにより、施設の設置目的が図られることから、基本的には複合施設として整備する必然性が高い。</li> <li>駐車場そのものが利用目的地とはならないことから、集客施設の附帯施設として整備する形になると考えられる。</li> </ul> <p>【利用・コスト】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>回転数で見れば 1 日当たり 2 回転～4 回転しており、利用状況が極端に悪い施設はない。</li> <li>年間利用台数が大きく相対的にコスト評価が低い施設もあるが、少ない施設でも年間 10 万台程度の利用がある。</li> </ul> <p>【建物】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多くの施設が建設から 15 年程度であり、今後、適切な保全を行うことで、サービスを継続する上で大きな支障は生じないと考えられる。</li> </ul>
<p>今後の取組の方向性</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>駐車場の重要性や自動車駐車対策を検討し、官と民の役割を明らかにした上で、民間事業者と連携した施設配置を行う。</li> <li>比較的経過年数が短い建物が多く、一定の利用があることから、既存の建物を長期にわたり活用するために計画的な保全を検討する。</li> <li>受益者負担の原則を徹底する。</li> </ul>

## 4. 将来コストの削減方策

### (1) 削減の考え方

公共施設の老朽化に伴い、将来の改修・更新に膨大なコストが必要になることが見込まれ、「相模原市公共施設白書」の試算では、今後も現状と同程度の財源を改修・更新に充てられるとしてもコストを賄いきれず、財源の範囲で改修・更新を行うためには、現在の延床面積を最大で40%程度削減する必要があると想定しています。しかし、40%の面積を削減することはサービス水準の低下等、市民生活への影響が懸念されることから、本指針に掲げた様々な取組を実施することにより、削減を行うこととします。

削減方策としては、まず、改修パターンの変更によるコスト削減を行います。次に、人口動向に応じた延床面積の削減及び削減に伴う公共施設にかかる経常的経費の削減を行います。なお、延床面積の削減については、実現性・実行性のある目標値を設定します。また、PFI等民間活力の活用による改修・更新コストの削減や財政計画と連動した長期修繕計画による改修・更新コストの平準化、未利用資産の活用、受益者負担の適正化など、2(3)の基本方針に掲げた様々な取組を実施します。

### (2) コストの削減可能性の試算

「相模原市公共施設白書」では、将来の改修・更新コストとして毎年約179億円(60年平均)が必要と試算していますが、ここでは、白書作成後の施設の整備・廃止の状況を踏まえ、181.4億円(60年平均)が必要と試算しており、その40%に当たる72.6億円を、施設保有することで毎年発生するコストから削減することが必要となります。

#### ①改修パターンの変更によるコスト削減可能性の試算

「相模原市公共施設白書」では、全ての建物を対象に、計画的に中規模改修及び大規模改修を行うことを前提にコスト試算しましたが、ここでは設備や構造が比較的簡素といえる学校教育施設及び延床面積1,000㎡未満の建物について、改修パターンを変えることによる効果を試算することとします。具体的には、30年目に実施する抜本的な大規模改修について、機能維持を前提とする中規模改修と同程度の改修内容とします。その場合のコストの見込みを試算すると、改修・更新費用は年平均で、181.4億円が167億円となり、14.4億円の削減を見込める結果となりました。

ただし、改修パターンの変更は建物の劣化がさほど進んでいない場合にのみ有効であり、劣化が進んでいる場合は、中規模改修では不十分で、大規模改修さらには速やかな建て替えが必要になることには十分な注意が必要です。

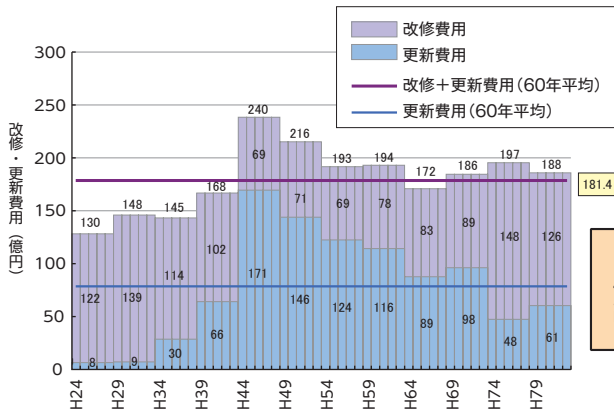
表：改修サイクル

ケース設定	改修サイクル			
	15年目	30年目	45年目	60年目
白書の改修サイクル	中規模1回目	大規模	中規模2回目	更新
改修パターン変更	中規模1回目	中規模2回目	中規模3回目	更新

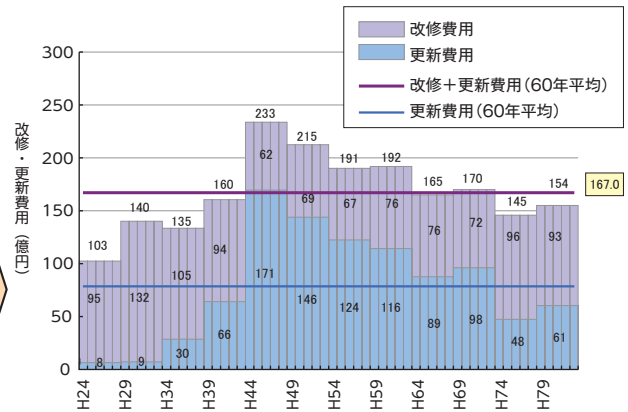
表：改修・更新費用（事業費ベース 単位：億円）

ケース設定	学校教育施設	学校教育施設以外	合計
白書の改修サイクル	89.1	92.3	181.4
改修パターン変更	76.3	90.7	167

図：現行パターンによる試算



図：修正パターンの変更による試算



※端数処理の関係で、合計が合わない場合があります。

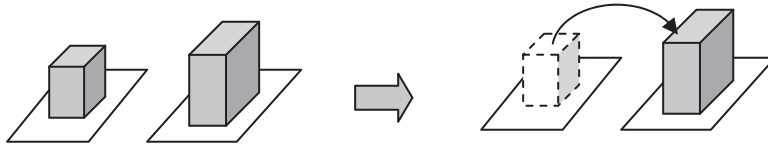
## ②延床面積の削減によるコスト削減可能性の試算

### ア 人口動向に応じた延床面積の削減

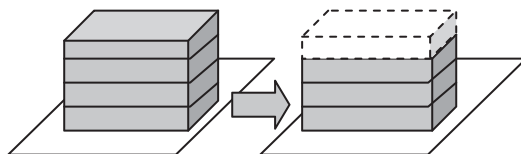
公共施設は、高度成長期の人口増加に対応して整備が進められてきた側面があります。一方、将来的には人口は減少していきます。将来人口推計では平成 53 年には平成 23 年に比べて、7.1%減の 66.9 万人と見込まれています。住民 1 人当たりの負担を増やさないようにするには、公共施設の延床面積も削減しなければなりません。

なお、公共施設の延床面積を削減する方法としては、単純に施設を統廃合するだけでなく、改修・更新に際して延床面積を削減する減築、複数の建物を持つ施設で棟数を減らす、建替時に既存の建物を転用するなど様々な方法が想定され、施設特性や地域の状況に応じて、適切な方法を選択する必要があります。

(統廃合)

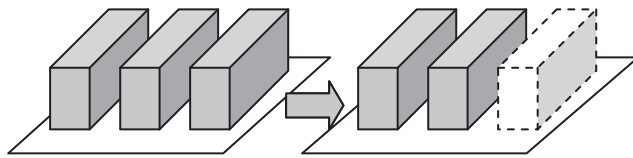


(減築)

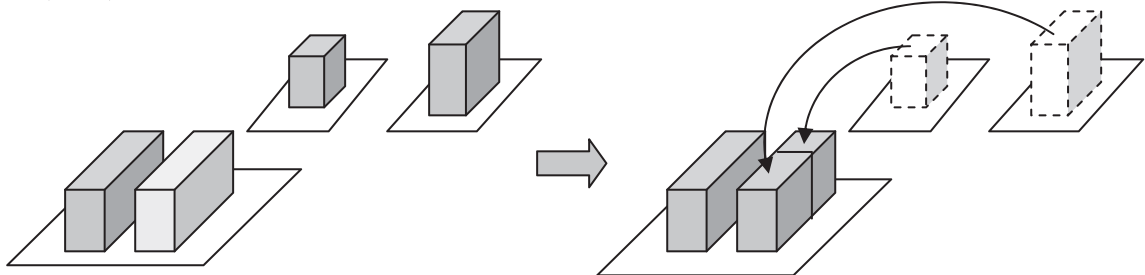




(棟数削減)



(転用)



#### (ア) 総人口の減少に応じた学校教育施設以外の施設の延床面積の削減

総人口は平成 23 年の 72 万人から、施設の更新ピークの期間が終わる平成 53 年には 66.9 万人となり、現状の 93% の水準まで減少することが見込まれます。そこで、様々な市民が利用する可能性がある学校教育施設以外の公共施設について、施設の延床面積を総人口と同様に現状の 93% まで削減した場合、将来の改修・更新にかかるコストが、年間 6.3 億円（90.7 億円×（100-93）%）削減されることが期待されます。

なお、学校教育施設以外の施設の延床面積を 7% 削減することは、施設全体では 3.6% の延床面積の削減に相当します。

#### (イ) 年少人口の減少に応じた学校教育施設の延床面積の削減

学校教育施設は施設全体に占める割合が大きく、利用者が児童・生徒に限定されることから、児童数に見合った延床面積に削減することを想定します。年少人口は、平成 23 年の 9.5 万人から、平成 53 年には 6.3 万人となり、現状の 66% の水準まで減少することが見込まれていることから、学校教育施設の延床面積を年少人口と同様に現状の 66% まで削減した場合、改修・更新コストが年間 25.9 億円（76.3 億円×（100-66）%）削減されることが期待されます。

なお、学校教育施設の延床面積を 34% 削減することは、施設全体では 16.6% の延床面積の削減に相当します。

上記（ア）、（イ）の試算は総人口と年少人口の将来予測から機械的に割り出したものです。少子高齢化の進展を反映して、学校教育施設の削減分が大きくなっています。しかし、学校教育施設は、義務教育のための施設であり、災害時の避難所機能も果たすことから、単純に児童生徒数比で学校数を削減すべきではないという考え方も成り立ちます。その場合は、学校教育施設以外の削減分をその分増やさなければならないこととなります。

しかしながら、施設削減だけで財源不足を解決しようとする、削減すべき面積が大きくなりすぎて元々公共施設に期待していた機能に大きな影響を与えかねません。必要と認められる機能はできるだけ維持しながら問題を解決していく方法を考える必要があります。以下ではそうした観点から様々な工夫を行います。

#### イ 単独施設の複合化による延床面積の削減

既に複合施設として整備されている施設も多くありますが、現在、単独施設として整備されている施設を複合化することにより、廊下や階段、トイレ等を共有することや会議室の共用などにより、従来の個別施設の面積の合計よりも複合施設の延床面積が小さくなり、更新費や更新後の修繕費が削減されることが見込まれます。

また、単に別の機能を有する施設を1つの建築物に入れるだけでなく、将来の地域の人口構造やニーズに合わせてその時点で必要な機能に柔軟に転換していけるような構造にする多機能化を進める必要があります。これによって、それぞれの施設が持つ余剰部分を上手に活用して全体の負担を削減することができます。特に学校教育施設は最も老朽化が進み最も規模が大きいので、中核的な施設としてふさわしいと言えます。

学校教育施設以外の施設について、単独施設を複合化した場合の削減効果を試算します。

建物の共用部は一般的に施設全体の40%程度の面積を占めていますが、仮に学校教育施設以外の施設を50%複合化し、共用部の統合により延床面積の10%を削減した場合、削減面積は27,213㎡(544,260㎡×10%×50%)となり、施設全体の1.7%相当が削減され、コスト削減効果は3.5億円になると見込まれます。

学校施設を多機能施設にすることに関しては安全性の懸念があることは事実ですが、設計上の工夫によって絶対に安全を維持すべき部分を確保することは可能です。また、多機能化によって集う地域在住の高齢者や父母が、子供たちを見守り、安全を確保するという新しいコミュニティの形成が期待できます。学校施設を所管する文部科学省でも、学校施設老朽化の検討に当たってこうした複合化の方向を明確に打ち出しています。

#### ウ 延床面積の削減に伴う経常的費用の削減

延床面積の削減に伴い、施設にかかる経常的な費用（光熱水費、清掃等の委託費等）も削減されます。

上記ア、イの延床面積の削減に関する検討を踏まえると、公共施設全体に対し、「ア 人口動向に応じた延床面積の削減」で20.2%（3.6%+16.6%）、「イ 単独施設の複合化による延床面積の削減」で1.7%の合計21.9%の削減が見込まれることから、年間の経常的な経費についても、総額67億円の21.9%に相当する14.7億円の削減が見込まれます。

### ③民間活力の活用による改修・更新コスト削減可能性の試算

施設の更新に際し、他の施設との複合化による施設規模の大型化（スケールメリット）、新たな発注方法の検討見直し、PFI（※）などの民間の知識やノウハウの活用による改修・

更新コストの削減効果を試算します。

全国の PFI 事業におけるコスト削減効果は、特定非営利活動法人 日本 PFI・PPP 協会によれば、入札段階で平均 23.6%となっていますが、必ずしも全ての事業で PFI が適用されるわけではないこと、PFI を適用しない場合でも施設の大規模化や新たな発注方法の検討等の工夫も事業費の縮減につながることを勘案し、試算上のコスト削減の割合を 10%と仮定すると、学校教育施設以外の施設における改修・更新コストを対象とする場合、年間 8.4 億円（84.4 億円（②ア（ア））による）×10%）になるものと見込まれます。

※PFI：（Private Financial Initiative）公共施設等の建設、維持管理、運営等の全部又は一部について民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、より効率的かつ効果的なサービスを提供する事業手法

#### ④施設保有にかかるコストの削減可能性のまとめ

これまでの①から③までの取組により、施設保有にかかるコストの削減可能性は、合計で 73.2 億円が見込まれ、公共施設を保有し続けるために必要な削減額である 72.6 億円を上回るコスト削減が可能になります。

ただし、これだけの効果を得るためには、今回試算した全ての取組を確実に実行することが必要です。また、今回対象としていない道路、橋りょう、水道、下水道などのいわゆるインフラ分野でも老朽化が進み公共施設同様に予算不足の懸念があること、今後の少子高齢化の進展による税収の低迷や社会保障費の増大を考えると、今回前提とした予算すら確保できないことも予測されます。

今後とも、財政状況や取組の効果を常に検証しながら、公共施設の適切な維持管理、運営について検討を行っていく必要があります。

表：削減可能性のまとめ

項目	延床面積削減割合 (全体比)	効果額 (億円/年)
①改修パターンの変更によるコスト削減	—	14.4
②延床面積の削減によるコスト削減	21.9%	50.4
ア 人口動向に応じた延床面積の削減	20.2%	32.2
イ 単独施設の複合化による延床面積の削減	1.7%	3.5
ウ 延床面積の削減に伴う経常的費用の削減	—	14.7
③民間活力の活用によるコスト削減	—	8.4
計（①+②+③）	21.9%	73.2

### （3）延床面積の削減目標の設定

#### ①目標値

現状の施設を全て保有し続けた場合、適切な改修・更新を行うことが困難であるため、

建物を保有することで必要になるコストを削減するために、改修・更新のピークを迎える今後 30 年間で 20%の延床面積の削減を行います（この数字は 30 年間にわたって平均して現在に比べて 20%の削減を行うという意味であり、20%削減に時間がかかる場合は、その分その後の削減率を高める必要があります。）。

ただし、この目標値は削減効果の試算（21.9%）を下回る割合であることから、約 3 億円が不足します。この課題については、未利用資産の活用や受益者負担の適正化、財政計画と連動した長期修繕計画による改修・更新コストの平準化など、2（3）の基本方針に掲げた様々な取組を実施することで対応するものとします。

## ②目標達成のための基本原則

### ア 新規施設整備は原則行わない

本市の今後のまちづくりの戦略上重要な施設の整備を除き、原則として新規の施設整備は行わないこととします。

また、施設の新規整備や更新を行う場合には、本指針の基本方針 2 に基づき今後検討する施設整備のルールに従い、施設総量の抑制を図ることとします。

### イ 学校施設の大規模改修や更新の時期には原則として多機能化等を行う

学校施設は規模が大きく、地域の拠点施設となり得ることから、大規模改修や更新の際には、原則として地域で利用される他の施設の機能を取り込み、又は当該施設を併設するなどし、多機能化や複合化を行うものとします。

## 5. 公共施設マネジメントの推進に向けて

### (1) 推進体制

#### ①庁内

本指針に基づき、具体的な事業を進めていくためには、これまでのように施設所管部局ごとに計画立案し、事業を実施していく方法では対応が困難です。このため、施設所管部局の垣根を越えて、総合的に資産管理を行う専管組織を設置し、施設所管課、企画部門、建築部門、財政部門と連携しながら公共施設マネジメントを推進します。

また、大規模な改修・更新、新たな整備を行う際には、本指針の考え方に即して実施されるものかどうかについて、事前の計画段階に専管組織と協議を行うものとします。

#### ②第三者機関

本指針やそれに基づく施設分類別計画等の進行状況について、第三者がチェックを行う体制を整備し、数値目標の達成状況に関して検証を行い、公共施設マネジメントの着実な推進を図ります。

### (2) PDCAによる着実なマネジメントの推進

公共施設マネジメントを推進するためには、7つの基本方針に沿った多様な取組が必要になります。しかし、個別施設の現状を把握・評価する仕組みづくりや、施設再編の実施計画づくりは市民や様々な関係者との合意形成が必要になるなど一足飛びに実現できるものではありません。

したがって、基礎となる取組から着実に積み上げ、理想とする将来像を実現するために、特に効果が期待される取組を優先して戦略的に実現を図ることが重要です。その一方で、取組を継続するための推進力を得るため、小さくても成功体験を積み重ねることが必要であり、現実的な対応として、実現しやすい取組から着実に具体化を進めることも重要になります。

今後は、これら2つの道筋で、PDCAサイクルに沿って具体的な取組を実践し、取組状況の振り返りと、次の展開に向けた改善を行うことで、着実に将来像に近づくためのマネジメントを推進します。

### (3) モデル事業の取組

多機能化・複合化の効果や実現性が見込まれる複合化の在り方、民間ノウハウの活用による効果などを検証するため、モデル事業を実施します。

### (4) 民間提案の積極的な活用

モデル事業及び公共施設における提供サービスの適正化を効果的に実施していくために、公共施設におけるサービス提供の在り方や事業手法等について、民間からの提案を積極的に受け入れる仕組みを構築します。

### (5) 地域状況に応じた機能確保

これまでの公共施設は、合併前の旧市町がそれぞれの異なる歴史・政策の下に整備をしてきたため、施設配置バランスの偏りなどが見られますが、地域ごとに人口や年齢構成に違いがあることから、地域の実情やニーズの違いに応じた機能確保を行います。

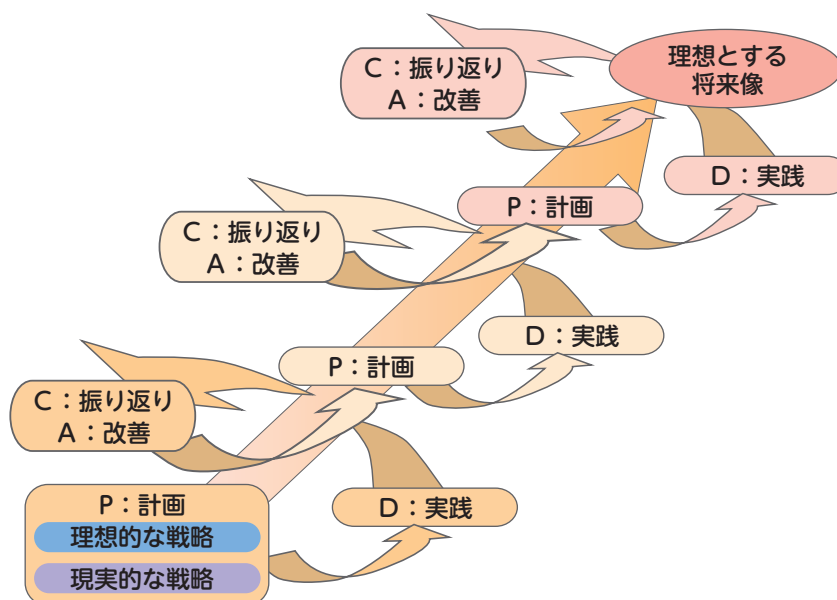
### (6) 市民参画の推進

施設の総量を削減しながら、市民ニーズに応える機能確保を図っていくためには、従来の公共施設におけるサービス提供の方法を抜本的に見直すことが必要になります。そこで、計画段階において市民参加のワークショップを開催するなど、利用者や納税者の立場から協働して改善方策を検討する仕組みを構築します。

### (7) インフラ施設のマネジメントとの連携

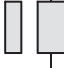
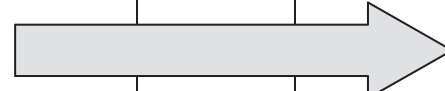
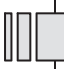
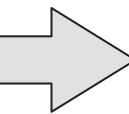

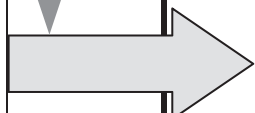

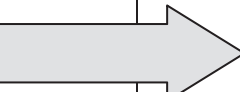

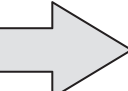
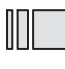
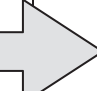
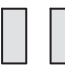

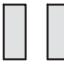
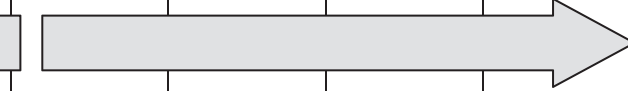
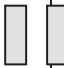
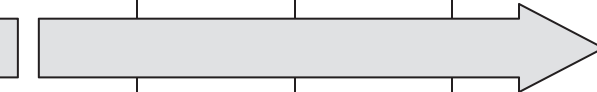
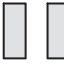
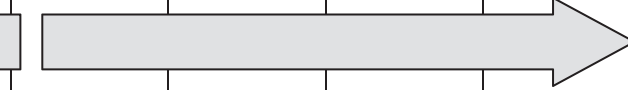

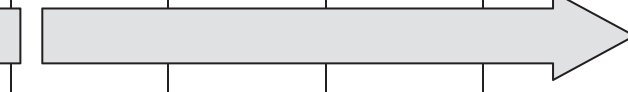
公共施設マネジメントに当たっては、道路や橋りょう、下水道などのインフラ施設についても考慮していく必要があります。インフラ施設については、「相模原市公共施設マネジメント取組方針」に基づき、本指針とは別に検討を進めることとしています。

本指針では、インフラ施設について、将来、多くの改修・更新コストが見込まれることを想定した整備予算を前提とはしていません。しかし、今後、インフラ施設の実態把握が進み、改修・更新コストの不足が生じる場合などは、公共施設とインフラ施設の優先順位の検討を行う必要があります。



(8) 今後の取組スケジュール

公共施設マネジメントの展開スケジュールは以下のとおりです。今後、取組の推進状況を検証し、随時、見直し・適正化を図ります。

主な取組	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度以降
新・相模原市総合計画 中期実施計画 (平成26～28年度)						
新・相模原市総合計画 最終期実施計画 (平成29～31年度)						
相模原市公共施設 白書の作成 (平成23年度)						
公共施設の保全・利活用 基本指針の策定						
地域ごとの公共施設 適正配置の検討						
(仮称) 公共施設 マネジメント推進 プランの策定						
施設分類別計画の 策定						
モデル事業の 検討・実施						
民間からの提案 制度の導入						
長期修繕計画、効果的 維持管理手法の 構築等						
公共施設マネジメント 推進(総合資産管理等) のための専管組織の						
公共施設情報の 一元管理						

## 付属資料 1 相模原市公共施設マネジメント検討委員会規則

(設置)

第1条 附属機関の設置に関する条例(昭和37年相模原市条例第17号)第2条第2項の規定に基づき、相模原市公共施設マネジメント検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、本市の公共施設の保全並びに利用及び活用に関する事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 市の住民

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成26年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、長期財政計画事務主管課で処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後最初の委員会の会議は、市長が招集する。

(失効)

3 この規則は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。



## 付属資料2 相模原市公共施設マネジメント検討委員会委員名簿

役職等	氏名	備考
東洋大学経済学部教授	根本 祐二	委員長
千葉商科大学商経学部講師	齋藤 香里	副委員長
東洋大学理工学部講師	藤村 龍至	
公募市民	太田 瑛子	
公募市民	鈴木 克枝	
公募市民	中川 賢二	

## 付属資料3 審議経過

回	開催年月日	委員	傍聴	主な内容
1	平成24年 8月23日	6人	3人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討委員会の取組内容とスケジュール</li> <li>・公共施設マネジメントの取組</li> <li>・公共施設の現状と課題</li> </ul>
2	平成24年 11月21日	6人	2人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本指針と必要な取組</li> <li>・公共施設に関する市民アンケート</li> </ul>
3	平成25年 1月25日	5人	1人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設分類別方針の検討方法</li> <li>・基本指針の構成</li> <li>・(仮称)公共施設の保全・利活用基本指針(素案)</li> </ul>
4	平成25年 3月12日	6人	3人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称)公共施設の保全・利活用基本指針(素案)</li> </ul>
5	平成25年 3月26日	6人	2人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称)公共施設の保全・利活用基本指針(答申案)</li> </ul>

# 公共施設の 保全・利活用基本指針

発行 平成 25 年 10 月  
編集 相模原市企画財政局企画部企画政策課  
財務部公共建築課

〒252-5277  
相模原市中央区中央 2 丁目 11 番 15 号  
TEL 042-769-8203  
FAX 042-754-2280



潤水都市 さがみはら

**相模原市**